

## 自然災害発生時における業務継続計画

法人名	特定非営利活動法人 精神障害者の暮らしを 支える稚内市民会議	種 別	共同生活援助
代表者	菅原 貴	管 理 者	菅原 貴
所在地	稚内市緑6丁目16番9号	電話番号	0162-24-0559

# 目次

	頁
<b>第1章 総則</b>	
1. 目的	3
2. 基本方針	3
3. 推進体制	3
4. リスクの把握	
(1) ハザードマップなどの確認	3
(2) 基本的な被災想定	
自治体公表の被災想定	4
自施設で想定される影響	7
5. 優先業務の選定	
(1) 優先する事業	12
(2) 優先する業務	
通常業務	12
災害時特有の業務（追加業務）	14
重要業務に必要な支援と対応策の検討	14
6. 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	14
<b>第2章 平時の対応</b>	
1. 建物・設備の安全対策	
(1) 人が常駐する場所の耐震措置	15
(2) 設備の耐震	15
(3) 水害対策	15
2. 電気が止まった場合の対策	
(1) 非常電源設備等の概要	16
(2) 非常時の給電方法等	16
(3) 自家発電機の仕様及び給電性能等	
自家発電機の燃料であるLPガスのボンベの仕様等	17
自家発電機の仕様	17
自家発電機による電源供給日数	17
(4) 具体的な停電時の対応について	17
3. ガスが利用できなくなった場合の対策（同時に停電となった場合）	18
4. 水道が止まった場合の対策	18
5. 通信が麻痺した場合の対策	
(1) 電話について	19
(2) メールについて	20
(3) 情報収集について	
災害発生時の情報について	21
災害発生後の情報について	24
6. システムが停止した場合の対策	
(1) 業務に係る管理システムについて	25
(2) 防火システムについて	25
(3) 防犯カメラシステムについて	25
7. 衛生面（トイレ等）の対策	
(1) トイレ対策	
利用者について	26
職員について	26
(2) 汚物処理	26
8. 必需品の備蓄	26
9. 資金手当	26

## 第2章 緊急時の対応

1. BCP 発動基準	27
2. 事業継続のための方針	28
3. 対応基準	29
4. 対応体制	30
5. 対応拠点	31
6. 安否確認	
(1) 利用者の安否確認	31
(2) 職員の安否確認	32
7. 職員の参集基準	33
8. 施設内外の避難場所・避難方法	
(1) 施設内の避難場所	34
(2) 施設外の避難場所	34
(3) 避難方法	34
(4) 避難を確保を図るための施設の整備	37
9. 重要業務の継続	38
10. 職員の管理(ケア)	
(1) 休憩・宿泊場所	38
(2) 勤務シフト	39
11. 復旧対応	
(1) 破損箇所の確認	39
(2) 業者連絡先一覧の整備	40
(3) 情報発信	40

## 第4章 他施設との連携

1. 連携体制の構築	
(1) 提携先との協議	41
(2) 連携協定書の締結	41
(3) 地域のネットワーク等の構築・参画	41
2. 連携対応	
(1) 事前準備	41
(2) 利用者情報の整理	41
(3) 共同訓練	41

## 第5章 地域との連携

1. 被災時の職員の派遣	42
2. 福祉避難所の運営	
(1) 福祉避難所の指定	42
(2) 福祉避難所開設の事前準備	42

別紙1: 必需品の備蓄	43
別紙2: 業者等連絡先一覧	50

様式1: 施設・設備の点検リスト	51
様式2: 利用者の安否確認シート	52
様式3: 職員の安否確認シート	53
様式4: 建物・設備の被害点検シート	54
様式5: 連絡先リスト	55

資料1~3 『第1章「総則」4.リスクの把握』関係	56
---------------------------	----

# 第1章 総則

## 1. 目的

本事業継続計画（以下「BCP」という。）は、特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議（以下「法人」という。）が設置・運営するグループホームめぞん・ぽぷら（以下、「事業所」という。）の防災規程（以下「防災規程」という。）第8章（被災生活の確保・サービス再開に向けた対策）の規定により、震災等の災害が発生した際に利用者と職員の安全を確保し、継続的に障害福祉サービスを実施することを目的とする。

## 2. 基本方針

### 利用者の安全確保

利用者に深刻な人的被害が生じる危険性があるため、「利用者の安全を確保すること」を第一に考え、「利用者の安全を守るための対策」を講じる。

### サービスの継続

当事業者は、利用者に対して「生活の場」を提供しており、たとえ地震等で施設が被災したとしてもサービスの提供を中断することはできないと考え、被災時に最低限のサービスを提供し続けられるよう、自力でサービスを提供する場合と他へ避難する場合の双方について、事前の検討や準備を進める。

### 職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが想定される。したがって、労働契約法第5条（使用者の安全配慮義務）の観点から、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることが必要となる。

## 3. 推進体制

法人は、BCP で想定した自然災害等が発生した場合及び大規模な被害が発生した場合は、以下の「災害対策本部」を設置する。

なお、災害対策本部は、防災規程に定める「防災対策委員会」を兼ねる。

	役割	部署・役職	氏名	備考
本部長	統括責任 BCPの策定及び見直し	管理者 (理事長)	菅原 貴	防災対策委員会 委員長を兼任
副本部長	取りまとめ役（利用者支援リーダー） 職員への研修・訓練の計画	サービス管理責任者 (副理事長)	木村 晃知	防災対策委員会 副委員長を兼任
本部員	庶務・事務担当 支援担当	主幹 (事務局長)	菅原はるみ	防災対策委員会 委員を兼任
	支援担当（主に夜間の支援）	職員	藤江 育子	
	支援担当（主に日中の支援）	”	前端 明美	

注）「部署・役職」欄の（ ）内は、法人における職位である。

## 4. リスクの把握

このBCPにおいて想定する災害の規模及び被害状況は以下のとおりとする。

なお、被害状況の想定は、今後検討を重ねた際に修正及び追加で記載すべき事項がある場合は、適宜見直すこととする。

### (1) ハザードマップなどの確認

北海道「北海道日本海沿岸における津波浸水想定」、稚内市「津波ハザードマップ」及び「洪水ハザードマップ」で確認すると、事業所（稚内市はまなす2丁目12番5号）は「津波災害警戒区域」に指定されている。なお、土砂災害警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域及び洪水反乱警戒区域などには指定されていない。（詳細は、別添「資料1～3」を参照のこと。）

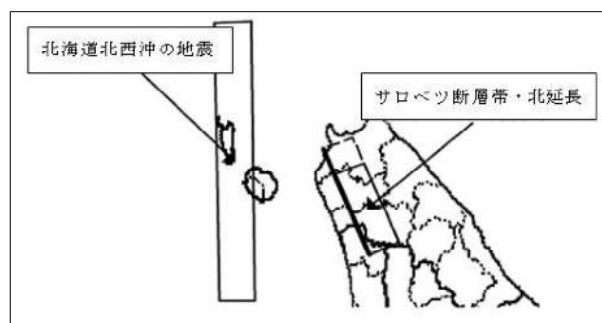
## (2) 基本的な被災想定

### 自治体公表の被災想定

稚内市の「防災計画、強靱化計画、業務継続計画、津波ハザードマップ」、北海道の「北海道日本海沿岸における津波浸水想定」（以下「自治体資料」という。）では、各自然災害による被災を以下のとおり想定している。（詳細は、別添「資料1～3」を参照のこと。）

#### (a) 地震について

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側に潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震の2つに分けることができる。



#### サロベツ断層帯・北延長

サロベツ断層帯は断層モデルとして3パターンが想定されており、このうち稚内市での被害が最も大きくなるモデルは、断層の北側で大きく滑る想定である。

想定内容	
地震動	震度6弱～震度7と想定されている。
液状化	想定震度が大きい地域を中心に発生確率が高くなっている。

#### 北海道北西沖

北海道北西沖は断層モデルとして2パターンが想定されており、このうち稚内市での被害が最も大きくなるモデルは、断層の北側で大きく滑る想定である。

想定内容	
地震動	震度5強～震度6強と想定されている。
液状化	想定震度が大きい地域を中心に発生確率が高くなっている。

なお、稚内市業務継続計画（平成31年4月）では、被害が大きいと予想される冬における「サロベツ断層帯」の地震を前提とした場合の全市的な被害は以下のように想定されている。

#### [建物被害]

被害の種類	区分	被害数（棟）
揺れによる被害	全壊棟数	594
	半壊棟数	1,467
液状化による被害	全壊棟数	5
	半壊棟数	8
急傾斜地崩壊による被害	全壊棟数	24
	半壊棟数	58
被害合計	全壊棟数	628
	半壊棟数	1,532

**[ 火災被害 ]**

	被害数
全出火件数	25 件
炎上出火件数	12 件
消失棟数	98 件

**[ 人的被害 ]**

被害の種類	区分	被害人数 (人)
揺れによる被害	死者	9
	重傷者	17
	軽症者	209
急傾斜地崩壊による被害	死者	3
	重傷者	4
	軽症者	14
火災による被害	死者	2
	重傷者	1
	軽症者	3
被害者数合計	死者	14
	重傷者	23
	軽症者	226
避難者数	避難所生活者数	6,263 ( 19% )
	避難所外避難者数	3,372 ( 10% )
	避難者合計	9,635 ( 29% )

**[ ライフライン被害 ]**

被害の種類	区分	被害数
上水道の被害	被害箇所	571 箇所
	断水世帯 (直後)	12,936 世帯 ( 73% )
	断水人口 (直後)	28,992 人 ( 86. % )
	断水世帯 (1日後)	8,710 世帯 ( 49% )
	断水人口 (1日後)	19,521 人 ( 58% )
	断水世帯 (2日後)	8,542 世帯 ( 48% )
	断水人口 (2日後)	19,143 人 ( 57% )
下水道の被害	被害延長	14.9Km
	機能支障世帯	1,249 世帯 ( 7% )
	機能支障人口	2,799 人 ( 8% )

注) ( ) 内は対人口又は対世帯数比率。令和 31 年の人口 33,605 人、世帯数 17,720 世帯

**[ 交通施設被害 ]**

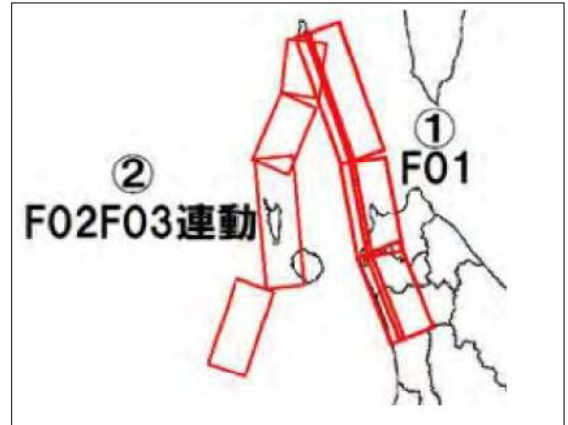
被害の種類	区分	被害数 (箇所)
主要な道路の被害		23
その他の道路の被害		116
橋長 15m以上の橋梁の被害	不通箇所	1
	通行支障箇所	3
橋長 15m以下の橋梁の被害	不通箇所	1
	通行支障箇所	3

### (b) 津波について

北海道により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波想定として、日本海沿岸の津波浸水予測図が平成 28 年度に見直され、「津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波浸水想定」として設定されている。

このうち、稚内市に影響の大きい日本海沿岸の津波断層モデルについては【1F01】【2F02F03 連動】が考えられる。

なお、主な地点で予想される津波の到達時間及び高さは以下のとおりである。



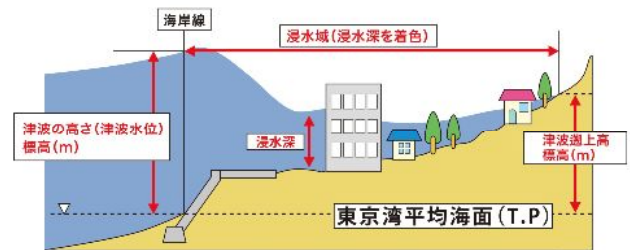
津波断層			F01			F02F03 連動		
地点地点	津波影響開始時間	津波第1波到達時間	津波高さ	遡上高	津波影響開始時間	津波第1波到達時間	津波高さ	遡上高
恵比須沖	0分	10分	3.50m	4.46m	23分	32分	5.20m	6.37m
稚内港沖	6分	15分	3.70m	4.63m	26分	36分	4.40m	5.80m
声問川河口	10分	20分	4.40m	4.81m	29分	42分	-	5.30m

注) 浸水深は、各地の地表面からの水面の高さ。最大遡上高は、各地区で津波が到達する最高の標高。

津波影響開始時間は、地震発生から、海岸・海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化（初期水位から水位変化が±20cm）が生じるまでの時間。

津波第一波到達時間は、海岸線において第一波の最大到達高さが生じるまでの時間。

なお、最大波は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もある。



### (c) 風水害について

稚内市においては、北海道が管理する 2 級河川と本市が管理する河川があり、今後、台風や前線の接近に伴う気象など突発的又は長期的な大雨により、河川の増水・氾濫に伴う住宅床下・床上浸水、さらに生活基盤道路・幹線道路等の冠水や土砂災害などの発生により、ライフラインや交通途絶による物流機能等の大幅な停滞、地域経済の停滞など、市民の生命・生活に大きな影響を与える恐れがある。

### (d) 暴風雪害について

稚内市は、海岸に面しており海洋からの影響を受け、冬期は、内陸部に比べ、比較的温暖ではあるが、西から北北西の強風となることが多いため暴風雪になることが多い。この暴風雪により道路等の吹き溜まり、ホワイトアウトなどによる交通障害や基幹交通及び地域交通の途絶による物流機能等の大幅な停滞などが発生し、食料・燃料などの安定供給の停滞などが想定される。

また、吹雪や着氷による送電線の断裂停電の発生などが考えられ市民の生命・生活に大きな影響をあたえることが想定される。

自施設で想定される影響

(a) 地震について

地震動	震度 6 弱 (震源がサロベツ断層帯・北海道北西沖の場合の事業所周辺予想震度)		
液状化	発生確率は 0.1 ~ 1 %		
建 物	自 建 物	建物の倒壊なし (一部損傷あり)	
	周辺建物	家屋、ブロック塀等の一部倒壊あり	
交 通	道 路	混乱により、翌日まで利用困難。	
	公共交通	全てが運休	
インフラ	上 水 道	停止又は利用制限 (3 日間)	
	下 水 道	使用不可 (3 日間)	
	電 力	停電 (3 日間)	
通 信 等	固定通信網	固定電話	利用制限又は混雑状態 (3 日間)
		特殊簡易公衆電話	利用可能又は混雑状態 (3 日間)
	光通信網	インターネット	利用制限又は混雑状態 (3 日間)
		I P 電話	
		E メール	
	移動体通信網	携帯電話	利用制限又は混雑状態 (3 日間)
携帯メール		利用可能又は混雑状態 (3 日間)	
人的被害	利 用 者	揺れによる転倒や落下物等による負傷者が発生する可能性がある。負傷の程度によっては医療機関への搬送が必要となる。事業所からのサービス提供の全て又は一部が制限される。定期受診が困難となった場合、病院からの処方薬が無くなる。事業所建物や設備等の被害に伴い避難所生活となる場合がある。不穏な精神状態 (パニック) となる可能性がある。	
	職 員	出勤困難又は自宅等被災などに伴いシフト上で職員を配置する予定の時間帯に人員の全て又は一部が確保できない可能性がある。帰宅困難が発生する。職員や事業所間での連絡が取りにくい状況となる。	

	当日	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目
( 電 力 )	自家発電機			復旧					
電 力	停電			復旧					
飲 料 水	備蓄飲料水の活用			復旧					
生活用水	備蓄水の活用 (+ 冬季は融雪水)			復旧					
ガス(LP)	点検後直ちに使用			通常					
食 事	事業所・個人の備蓄食の活用			通常					
固定電話	利用制限・混雑			通常					
特殊簡易公衆電話	通常								
光通信網	利用制限			通常					
携帯電話	利用制限			通常					
メ ー ル	通常								

注) 固定電話は消防への自動火災警報装置用



(b) 津波について

地震動	震度 6 弱 (震源がサロベツ断層帯・北海道北西沖の場合の事業所周辺予想震度)		
津波	津波影響開始時間	6 分 (稚内港沖における「F01」の場合の値を参考)	
	津波第 1 波到達時間	15 分 (同上)	
	津波高さ	4.40m (稚内港沖における「F02F03 連動」の場合の値を参考)	
	遡上高	5.80m (同上)	
	浸水深さ	1.0 m ~ 3.0 m (津波ハザードマップより)	
建 物	自 建 物	浸水深さ	1.0m 床下浸水又は 1 階床上浸水 (浸水高 0.5m)
		1.1m以上 2.9m	1 階床上浸水 (浸水高 0.5m ~ 水没)
		3.0m	1 階部分完全水没又は建物倒壊
周辺建物	床下・床上浸水又は建物倒壊		
交 通	道 路	周辺道路は通行不能 (崩壊物又は災害ゴミ等による妨げ)	
	公共交通	全てが運休	
インフラ	上水道	事業所周辺地域一帯は長期間停止又は復旧の見込みなし	
	下水道		
	電 力		
通 信 等	固定通信網	固定電話	建物浸水又は倒壊に伴い利用不能
		特殊簡易公衆電話	
	光通信網	インターネット	
		I P 電話	
		E メール	
	移動体通信網	携帯電話	
携帯メール			
人的被害	利 用 者	地震による人的な被害 (「(a)地震について」を参照。)に加え、津波の高さや浸水深さ、到達時間 (避難できないほどの短時間) によっては死傷者が発生する可能性があり、また、関係機関等に救助を要請する必要性が発生するなど甚大な被害となる。	
	職 員	地震による人的な被害 (「(a)地震について」を参照。)に加え、津波の高さや浸水深さ、到達時間 (避難できないほどの短時間) によっては死傷者が発生する可能性があり、また、関係機関等に救助を要請する必要性が発生するなど甚大な被害となる。	

	当日	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目
( 電 力 )	建物復旧又は再建、別建物の取得等まで自施設 (事業所) での事業継続は困難 (福祉避難所もしくは法人本部での代替え生活)								
電 力									
飲 料 水									
生活用水									
ガス (L P)									
食 事									
固定電話									
特殊簡易公衆電話									
光通信網									
携帯電話									
メ ー ル									

注) 固定電話は消防への自動火災警報装置用

(c) 風水害について

風水害	事業所が立地するエリアは、土砂災害警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域及び洪水反乱警戒区域には指定されていないが、市内で発生した風水害により間接的な被害が発生することが想定される。		
建 物	自 建 物	建物の倒壊なし（強風により一部損傷あり）	
	周辺建物		
交 通	道 路	土砂災害警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域及び洪水反乱警戒区域に位置する箇所が通行不能又は通行規制の場合あり 職員が通勤困難 利用者の外出制限等 平日の昼食・夕食の提供困難（業者の配達休止又は遅延） 事業運営に必要な物資の入手、LPガス供給が困難な場合あり	
	公共交通	道路や線路等の状況により運休する場合あり 職員が通勤困難 利用者の外出制限等	
インフラ	上 水 道	水害に伴い利用不可又は利用制限（3日間）	
	下 水 道		
	電 力	送電線又は引込線の断線等に伴い停電（3日間）	
通 信 等	固定通信網	固定電話	市内通信網又は引込線（光ケーブル）の断線等に伴い利用不可又は利用制限（3日間） 可能であれば移動体通信網を代替利用
		特殊簡易公衆電話	
	光通信網	インターネット	
		IP電話	
		Eメール	
	移動体通信網	携帯電話	
携帯メール			
人的被害	利 用 者	外出（病院受診や買い物等、日中活動先への通所）が制限される。 事業所からのサービス提供の一部が制限される。 自治体から「警戒レベル3（高齢者等避難）以上」が発表され、避難する必要が発生する可能性がある。 不穏な精神状態（ストレス状態）となる可能性がある。	
	職 員	出勤困難又は自宅等被災などに伴いシフト上で職員を配置する予定の時間帯に人員の全て又は一部が確保できない可能性がある。 帰宅困難が発生する。 職員や事業所間での連絡が取りにくい状況となる。	

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
( 電 力 )	自家発電機			復旧					
電 力				復旧					
飲 料 水	通常			復旧					
生活用水	通常			復旧					
ガス(LP)	通常								
食 事	事業所・個人の備蓄食の活用			通常					
固定電話	利用不可・制限の場合あり			通常					
特殊簡易公衆電話	利用不可・制限の場合あり			通常					
光通信網	利用不可・制限の場合あり			通常					
携帯電話	利用不可・制限の場合あり			通常					
メ ー ル	利用不可・制限の場合あり			通常					

注) 固定電話は消防への自動火災警報装置用

(d) 暴風雪害について

暴風雪害	道路等の吹き溜まり、ホワイトアウトなどによる交通障害。 基幹交通及び地域交通の途絶による物流 機能等の大幅な停滞が発生し、 食料・燃料などの安定供給が停滞。 吹雪や着氷雪による送電線の断線停電。		
建 物	自 建 物	建物の倒壊なし（一部損傷あり）	
	周辺建物		
交 通	道 路	市内幹線道路（国道・道道・市道）が積雪、吹き溜まり、ホワイトアウトなどにより通行止め又は通行規制 職員が通勤困難（出勤・退勤） 利用者の外出制限等 平日の昼食・夕食の提供困難（業者の配達休止又は遅延） 事業運営に必要な物資の入手、LPガス供給が困難な場合あり	
	公共交通	道路等の状況により運休 職員が通勤困難（出勤・退勤） 利用者の外出制限等	
インフラ	上 水 道	通常利用（屋内配管が凍結した場合を除く）	
	下 水 道	通常利用	
	電 力	送電線の断線又は送電塔の倒壊等に伴う停電。（3日間） 電気を必要とする機械・器具（暖房・給湯機器、消防設備及び防犯設備、家電製品等）、通信機器への電源供給が困難。	
通 信 等	固定通信網	固定電話	市内通信網又は引込線（光ケーブル）の断線等に伴い 利用不可又は利用制限（3日間） 可能であれば移動体通信網を代替利用
		特殊簡易公衆電話	
	光通信網	インターネット	
		IP電話	
		Eメール	
	移動体通信網	携帯電話	
携帯メール			
人的被害	利 用 者	外出（病院受診や買い物等、日中活動先への通所）が制限される。 事業所からのサービス提供の一部が制限される。 不穏な精神状態（ストレス状態）となる可能性がある。	
	職 員	出勤困難又は自宅等被災などに伴いシフト上で職員を配置する予定の 時間帯に人員の全て又は一部が確保できない可能性がある。 帰宅困難が発生する。 職員や事業所間での連絡が取りにくい状況となる。	

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
( 電 力 )	自家発電機			復旧					
電 力				復旧					
飲 料 水	通常			復旧					
生活用水	通常			復旧					
ガス(LP)	通常								
食 事	事業所・個人の備蓄食の活用			通常					
固定電話	利用不可・制限の場合あり			通常					
特殊簡易公衆電話	利用不可・制限の場合あり			通常					
光通信網	利用不可・制限の場合あり			通常					
携帯電話	利用不可・制限の場合あり			通常					
メール	利用不可・制限の場合あり			通常					

注) 固定電話は消防への自動火災警報装置用

(e) 長期停電について

停電	市内又は広域的な自然災害又はその他理由による停電（1週間）		
建 物	自 建 物	建物の被害なし	
	周辺建物		
交 通	道 路	広域停電の場合は信号機等が使用不能となり通行規制の可能性あり	
	公共交通	広域停電の場合は運休又は規制される可能性あり	
インフラ	上 水 道	通常利用	
	下 水 道	通常利用	
	電 力	電気を必要とする機械・器具（暖房・給湯機器、消防設備及び防犯設備、家電製品等）、通信機器への電源供給が困難。	
通 信 等	固定通信網	固定電話	広域停電の場合、利用制限となる場合あり（1週間）
		特殊簡易公衆電話	利用可能
	光通信網	インターネット	利用可能だが広域停電の場合、利用制限又は混雑状態になる可能性あり（1週間） 移動体通信網を代替利用
		I P 電話	
		Eメール	
移動体通信網	携帯電話	広域停電の場合、利用集中に伴い利用制限又は混雑状態となる可能性あり（1週間）	
	携帯メール		
人的被害	利 用 者	<p>冬季の場合、暖房設備の休止や制限に伴い体温調整が困難になる。家電が使えなくなる又は利用が制限されることにより食事提供が非常食対応となる、入浴が制限されるなど事業所からのサービス提供の一部が制限される。</p> <p>外出（病院受診や買い物等、日中活動先への通所）が制限される可能性がある。</p> <p>不穏な精神状態（ストレス状態）となる可能性がある。</p>	
	職 員	<p>広域的な停電の場合、出勤困難などに伴いシフト上で職員を配置する予定の時間帯に人員の全て又は一部が確保できない可能性がある。</p> <p>帰宅困難が発生する場合がある。</p> <p>職員や事業所間での連絡が取りにくい状況となる。</p>	

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
( 電 力 )	自家発電機							復旧	
電 力								復旧	
飲 料 水	通常								
生活用水	通常								
ガス(L P)	通常								
食 事	ガス器具の使用、又は自家発電機による電源供給に負荷をかけない範囲での調理方法による食事とする							通常	
固定電話	利用制限・混雑の場合あり							通常	
特殊簡易公衆電話	通常								
光通信網	利用制限又は混雑の場合あり							通常	
携帯電話	利用制限又は混雑の場合あり							通常	
メール	通常								

注) 固定電話は消防への自動火災警報装置用

## 5. 優先業務の選定

### (1) 優先する事業

【優先する事業】 共同生活援助事業

### (2) 優先する業務

優先事業（共同生活援助）の継続に必要な業務(重要業務)および災害発生時特有の業務(追加業務)を、重要度(必要性レベル)に応じて以下のとおり分類する。

重要度については、地震及び津波の発生により BCP を発動し、対策本部を設置するなど、災害の発生に伴い極めて深刻な事態となった場合を想定し、上から順に高、中、低、停止×として分類する。

なお、地震及び津波以外の自然災害や長期停電などが発生し、BCP を発動し、対策本部を設置した場合の分類は、地震及び津波の場合の分類を参考に、その災害による被害や被災の状況や復旧等の見込みなどから災害対策本部長が判断するものとする。

#### 通常業務

##### (a) 支援業務

業務	順位	回数	対象者	実施方法	必要な資源等	対応班
排泄支援		随時	全員	個別	ポータブルトイレ等	[通常業務体制]
食事支援		3食/日	全員	個別	非常食、備蓄水	〃
清拭		随時	全員	個別	汗拭きシート等	〃
水分補給		随時	全員	個別	備蓄水	〃
入浴	×	当面休止	全員			〃
着替え		必要に応じて	個別	個別	利用者個人所有品	〃
寝具(シーツ)交換	×	当面休止	全員			〃
洗濯		必要に応じて	個別	個別		〃
清掃	×	当面休止	全員			〃
夜間支援(相談)		随時	全員	個別		〃

##### (b) 医務関連業務

業務	順位	回数	対象者	実施方法	必要な資源等	対応班
バイタルチェック		必要に応じて	個別	個別		[救援救護班]
口腔ケア		必要に応じて	個別	個別	コック付きポリタンク	〃
服薬支援		4回/日	全員	個別		〃
痰吸引や点滴等		必要に応じて	個別	個別		〃
医薬品の管理		毎日	全員	個別		〃
医療アセスメント		必要に応じて	個別	個別		〃
感染症対策		随時	全員	個別	消毒剤など	〃
看護記録		毎日	全員	個別		〃
受診補助		随時	全員	個別		〃
定期受診		随時	全員	個別		〃

**(c) 調理栄養業務**

業務	順位	回数	対象者	実施方法	必要な資源等	対応班
調理		3回/日	全員	熱源の使用を最小限とする簡易調理	食材、熱源	[通常業務体制]
配膳		3回/日	全員	使い捨て容器等を使用	使い捨て容器等	"
栄養管理		随時	個別	個別対応		"
食材管理・確保		随時	全員	備蓄品使用、可能であれば業者に依頼	備蓄食材	[物資班]
清掃		随時	厨房	状況に応じて実施		[通常業務体制]
洗浄	x	停止		使い捨て容器等を使用		"

**(d) 生活支援関係**

業務	順位	回数	対象者	実施方法	必要な資源等	対応班
相談・助言		必要に応じて	個別	個別		[通常業務体制]
金銭管理		必要に応じて	個別	個別		"
家族等への連絡		必要に応じて	個別	個別		[情報班]
措置機関等への連絡		必要に応じて	個別	個別		"
問い合わせ対応		必要に応じて	個別	個別		"
個別支援計画	x	当面停止	個別	個別		[総務班]
ファイル管理		必要に応じて	個別	個別		"
日用品管理		毎日	全員	個別		[物資班]
緊急受け入れ	x	当面停止	個別	個別		[総務班]

**(e) 施設維持管理業務**

業務	順位	回数	対象者	実施方法	必要な資源等	対応班
設備管理 (電気、ガス、給排水、ボイラー等)		2回/日		使用可能確認		[総務班]
通信設備管理 (電話回線、光回線等)		2回/日		使用可能確認		"
燃料管理 (ボイラー用、車両用)		2回/日		残量確認		[物資班]

**(f) 総務事務管理業務**

業務	順位	回数	対象者	実施方法	必要な資源等	対応班
国保等請求業務		1回/月		最低限の資料にて	パソコン、通信機器	[総務班]
給与計算		1回/月		最低限の資料にて	"	"
業者への支払い		随時		請求書確認次第	"	"
資金調達・管理		随時		資金確認及び確保必要に応じて調達	"	"
システム管理		随時		サーバー等機器の起動確認	"	"

### 災害時特有の業務(追加業務)

業務	順位	実施方法	必要な資源等	対応班
負傷者処置		個別	医薬品等	[救援救護班]
被害状況の確認		発生後巡回	通信機器等	[総務班]
外部との連絡調整		通信可能な機器にて	"	[情報班]
安否確認		各班連絡調整	"	"
広報		状況確認後	"	[情報班]
建物・設備の補修		状況確認後業者依頼		[総務班]
事業系ゴミ、廃棄物の処理		随時		"
倒壊物、ガレキの除去		可能な範囲で		"
ボランティアの受入れ		招集人員確認後依頼		"

### 重要業務に必要な資源と対応策の検討

分類した「重要業務」と「災害時特有の業務」については、具体的な対応方法を検討する。

## 6. 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

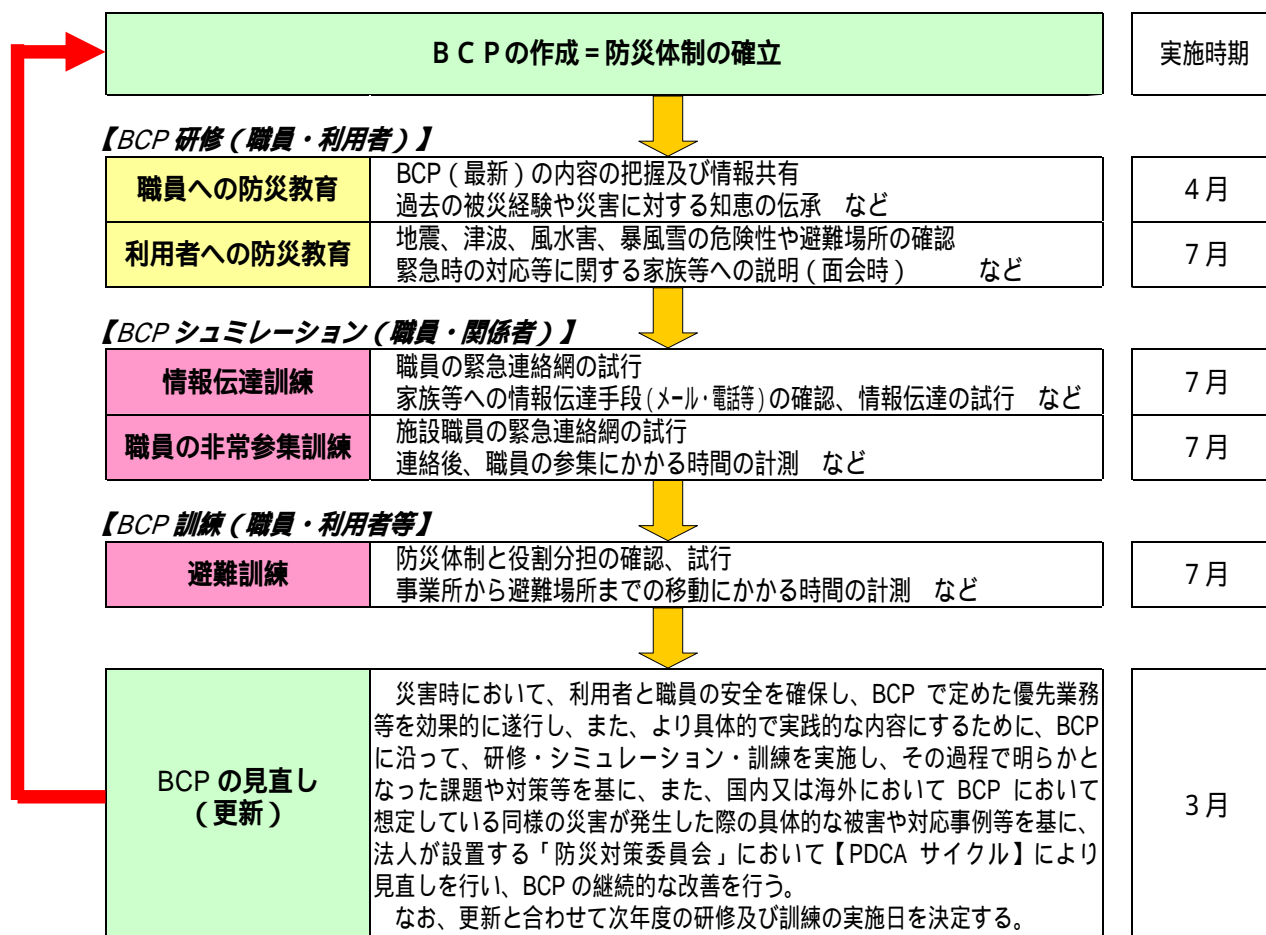
毎年4月に全職員（新規採用者を含む）を対象に研修を実施する。

毎年7月に全職員を対象として情報収集・伝達及び職員の非常参集に関する訓練（シュミレーション）、避難誘導等に関する訓練（利用者等も参加）を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画（次年度）を3月に作成する。

なお、簡易な避難訓練（職員の呼び掛けにより利用者が居室から1階に参集）は毎月1回実施する。

研修及び訓練の年間計画、BCPの検証・見直しの手順は以下のとおりである。



## 第2章 平時の対応

### 1. 建物・設備の安全対策

#### (1) 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物（柱）	柱の補強 / X型 補強材の設置	耐震基準設計適合
建物（壁）	壁の補強 / Y型 補強材の設置	耐震基準設計適合

#### (2) 設備の耐震

対象	対応策	備考
<b>電気系統関連設備</b>	定期点検の実施	保守委託による
LP ガス自家発電機		バッテリーの確認
分電盤		漏電ブレーカー作動確認
<b>給湯・暖房設備</b>	定期点検の実施	保守委託による
暖房用ボイラー		スス掃除、ガス配管の確認
給湯用ボイラー		スス掃除、ガス配管の確認
衣類乾燥機		フィルター目詰まり、ガス配管の確認
LP ガスボンベ	充填型（容量 300kg）	定期的な補充、ボンベの腐食確認
<b>消火・防火関連設備</b>	定期点検の実施（法定1回・自主1回）	保守委託による
スプリンクラー制御盤		リチウム電池の確認
スプリンクラー配管等		ヘッダーの破損確認
自動火災報知設備		リチウム電池の確認
火災通報設備		リチウム電池の確認
消火器		有効期限の確認
誘導灯（廊下）		リチウム電池の確認
誘導標識（玄関）		リチウム電池の確認
<b>防犯関連設備</b>	定期点検の実施	
防犯カメラ設備		記録データ等の更新
防犯用センサー外灯		
<b>その他設備等</b>		
冷蔵庫	転倒防止バーによる補強	みんなの部屋（食堂）
食器棚	転倒防止バーによる補強	同上
パソコン	全てノート型を採用	事務所内
ロッカー	転倒防止チェーンにて補強	同上
金庫	階段下収納庫内	同上

設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

#### (3) 水害対策

対象	対応策	備考
外壁のひび割れや膨らみ、外壁や窓枠のコーキングの劣化等による雨水等の浸透の確認	定期的な点検を実施	定期的な確認に加え必要に応じて業者による点検の実施し、修繕要否を確認する。
防風雨・防風雪による玄関及び風除室ドア、窓ガラスの破損、外壁の留め金の破損の危険性の確認	定期的な点検を実施	定期的な確認に加え必要に応じて業者による点検の実施し、修繕要否を確認する。
屋外の物置やゴミ集積場等、TVアンテナの破損状況の確認、飛散防止等、電気・電話・光ケーブル等の引き込み線の状況確認	定期的な点検を実施	定期的な確認に加え必要に応じて業者による点検の実施し、修繕要否を確認する。



## 2. 電気が止まった場合の対策

### (1) 非常電源設備等の概要

給電機器等	仕様	台数	用途等
LP ガス自家発電機	ピーク電力 4.8kw	1機	LPG 暖房ボイラー、LPG 給湯ボイラー、投光器など AC100V で作動する機器への給電。
UPS 無停電装置	1,200W	2台	Wi-Fi ルータ、IP 電話、HDD サーバー等への給電 (100%充電で概ね6時間)
モバイルバッテリー	USB5V 給電 10,000mAh	2個	スマートフォンの充電、USB ライト、その他 5V で稼働する機器への給電 (スマートフォンへは2~3回給電可能)
充電式電池	単1~4	必要数	懐中電灯やランタン、防災ラジオなど乾電池で作動する機器用。
乾電池	単1~4	同上	同上 (補充利用)

### (2) 非常時の給電方法等

分類	運用目的	対象機器等	数量	使用方法		供給機器等				
				常時 接続	給電時 接続	LPガス 自家発電機	UPS 無停電装置	モバイル バッテリー	充電式電池	乾電池
給湯・暖房	冬期の暖房確保 及び寒さ対策	LPG 暖房ボイラー	1							
		LPG 給湯ボイラー	1							
照明・電灯	夜間時のための 照明 (明り) の 確保	投光器	2							
		居室等電灯 (ランタン)	11							
		事務室電灯 (ランタン)	2							
		事務室電灯 (USB ライト)	2							
		移動用懐中電灯	4							
調理等	非常用食料等を 摂るために必要な 熱源の確保	炊飯器	1							
		ホットプレート	1							
		オーブントースター	1							
		電子レンジ	1							
		冷蔵庫 (食堂用)	1							
情報・通信	情報収集及び関係 機関等との連絡 手段の確保	防災ラジオ (居室)	7							
		防災ラジオ (事務室)	1							
		ワンセグテレビ (事務室)	1							
		光電話ルーター	1							
		光電話 (本体)	1							
		特殊簡易公衆電話	1							
		スマートフォン	5							
		ノートパソコン	4							
		HDD サーバー	2							
		ナースコール	2							
スプリンクラー制御盤	1									
空調等	建物内の換気及び 空気の清浄夏季の 暑さ対策、	扇風機 (廊下)	5							
		空気清浄機 (廊下)	3							
充電機器等	非常時の簡易的な 電源の確保	UPS 無停電装置	2							
		モバイルバッテリー	2							
		充電式電池	必要数							

注) は内蔵リチウムバッテリー又は乾電池が切れた際の給電方法、 は無停電装置、モバイルバッテリー、充電式電池が切れた際の給電方法、 は夏季において 500w 以下で使用することを条件に給電 (使用は必要最小限に留める)  
 なお、消防法に基づく自動火災通報装置、誘導灯、誘導標識についてはリチウムバッテリーが切れた場合は給電できない。

### (3) 自家発電機の仕様及び給電性能等

LPガスを燃料とする自家発電機の仕様及び給電性能等は以下の通りである。

#### 自家発電機の燃料であるLPガスのボンベの仕様等

項目	仕様	数量	LPG 使用量 (kg/h)	備考
ボンベ形式	バルク供給型	-	-	LPガスローリー車からの直接充填
ボンベ容量	300kg (150 m <sup>3</sup> )	-	-	1 m <sup>3</sup> 1.99kg 換算
LPG 使用 機 器 等	自家発電機	1機	1.54	0.32kg/kw/h × 4.8kw (ピーク電力)
	暖房ボイラー(175w)	1機	1.96	冬季(11~4月)に使用
	給湯ボイラー(99w)	1機	4.87	原則、非常時には使用しない
	衣類乾燥機(228w)	2台	0.32	非常時には使用しない
	LPG 赤外線ストーブ	2台	0.29	電源不要タイプ(単2乾電池 × 1本)
	一口ガスコンロ	1台	0.20	電源不要タイプ(単2乾電池 × 1本)

注) LPG 使用量(1時間あたり)は各機器の仕様書における理論値である。

事業所における平常時の1日あたりの利用実績(月間使用量m<sup>3</sup> ÷ 31日 × 比重1.99)から算出すると、LPG 暖房ボイラー(冬季)は14kg/日、LPG 給湯ボイラー(通年)は2kg/日である。

#### 自家発電機の仕様

動力源	燃料消費量 (kg/kw/h)	電力 (kw)	燃料消費量		備考
			1時間あたり	1日あたり	
液化石油ガス (LPG)	0.32	標準 4.6 ピーク4.8	1.5kg/h	36kg/日	燃料消費量はピーク電力(4.8kw)で計算

注) 15A~20Aの電源供給が可能。

#### 自家発電機による電源供給日数

使用パターン	LPガスの 在庫状況	電源供給 可能日数 (日)	備考
自家発電機(36)	300kg [満タン時]	8.3	大部分の業務を休止し、最小限の電源供給に留めた場合。(自家発電機により1時間に4.6kwの発電に専念)
	150kg [50%]	4.1	
自家発電機(36) 給湯ボイラー(2)	300kg [満タン時]	7.9	夏季に通常の入浴と給湯を実施しつつ、最小限の電源供給に留めた場合。
	150kg [50%]	3.9	
自家発電機(36) 暖房ボイラー(14)	300kg [満タン時]	6.0	冬季に通常の入浴と給湯を実施せず、最小限の電源供給に留めた場合。
	150kg [50%]	3.0	
自家発電機(36) 給湯ボイラー(2) 暖房ボイラー(14)	300kg [満タン時]	5.7	冬季に通常に近い業務を実施し、最小限の電源供給に留めた場合。
	150kg [50%]	2.8	

注) LPガスの在庫状況とは、災害が発生して自家発電の必要が生じた段階での在庫数である。

LPガスを途中で補充せず、在庫を全て使いきってしまった場合の日数である。

( )内は、各使用機器等の1日あたりの燃料消費量(kg/日)の実績値である。

### (4) 具体的な停電時の対応について

自然災害もしくはその他理由(漏電や引込線の断線など事業所固有の理由を含む)により長期の停電が発生した場合の対応の詳細については、法人が別に定める「停電・断水対応マニュアル」に準じ行うこととする。

### 3. ガスが利用できなくなった場合の対策（同時に停電となった場合）

稼働させるべき設備	代替策
自家発電機	当該事業所においては、地震や津波により浸水や建物被害に遭いバルクタンクや配管が破損し、自家発電機にLPガスの供給ができない、屋外物置に据え付けられた自家発電機が浸水被害等（破損や流失等）により使用できない状況は、広域かつ長期の停電が発生する状況に加え、極めて深刻な事態であることから（特に冬季において）、これら設備や建物等の復旧までの間は、BCPに従い指定避難所等で生活することを代替策として選択せざるを得ない。
暖房機器	湯たんぼ、使い捨てカイロ 湯たんぼは、カセット式コンロで沸かしたお湯を使用。
給湯設備	入浴は中止し、清拭で対応。 清拭や洗顔等は、カセット式コンロで沸かしたお湯を使用。
調理機器	カセット式コンロ

注) ~ はガスの残量が0になった場合も含む。

### 4. 水道が止まった場合の対策

品目等	備蓄目的	数量	備蓄及び保管方法
水道水の汲み置き	飲料用 調理用	36	[数量詳細] 18 ポリタンク×2個 [保存場所] 建物内の物置 [特記事項] 断水が市内の一部の場合は、空いたポリタンクを職員が自宅等に持ち帰り補給する。
	トイレ用	54	[数量詳細] 18 ポリタンク×3個 [保存場所] 建物外の物置（夏期） 建物内の物置（冬期） [特記事項] 断水が市内の一部の場合は、空いたポリタンクを職員が自宅等に持ち帰り補給する。 なお、積雪期（冬期）は融雪水も使用する。
	手洗い用 衣服等以外の洗濯用	適量	[保存場所] 建物内の物置等 [特記事項] 期限切れの長期保存用水をローリングして活用。断水が市内の一部の場合は、予備ポリタンクを職員が自宅等に持ち帰り補給する。
長期保存用水	飲料用 調理用	72	[数量詳細] 6箱（2 ペットボトル×6本） [保存場所] 建物内の物置 [特記事項] 使用期限が2年間ほどの安価なものを購入して備蓄、期限が切れたら手洗い用や衣服以外の洗濯用として流用する
汲み置き等のための備品等	予備用、給水所からの給水運搬用など	適量	予備ポリタンク、小分け用タンク（蛇口付き）、台車
衛生用品等	排便・排泄後の手洗いやうがい用等	適量	ウェットティッシュ、消毒剤、手洗い用洗剤、紙皿や紙コップ、割り箸やスプーン等の使用後に使い捨て可能な飲食用消耗品

注1) 飲料水・調理用として計 108 を備蓄する。算出根拠は以下の通りである。

利用者用	3リットル×7名×3日分	= 63
職員用	3リットル×5名×3日分	= 45
(合計)		= 108 以上

注2) 当該事業所は風呂の溜水は発生しないので利活用不能

注3) 飲料水（缶コーヒーやコーラ・ジュース類は利用者個人の買い置きが日頃から充分あるため、事業者としては備蓄しない。

## 5. 通信が麻痺した場合の対策

### (1) 電話について

事業所には固定通信網（火災通報装置用のアナログ回線、特殊簡易公衆電話回線）、光通信網（IP 電話）、職員個人の移動体通信網（スマートフォンによる通話）の3種類が確保されており、停電が発生しても、その本体・付属機器等の全てが自家発電機、UPS 無停電装置、モバイルバッテリーなどにより電源供給がなされている間は、平時と同様に使用可能である。

しかし、自然災害の発生に伴い通信会社が輻輳（ふくそう）を回避するために使用を制限する、災害に伴う通信システムの物理的な損傷（回線の寸断、通信ビルや基地局の被災等）などにより通信障害が発生するなど「電話回線」の利用は平時時とは異なり困難を極める。

従って、関係機関等や職員等との連絡手段として電話を利用する場合は、当該通信網の特性、これまでに自然災害の発生に伴い生じた通信障害の経験や実績等を踏まえ、業務への影響を最小限に留めるための利用優先順は下表を原則とする。

なお、SNS のオプションである通話サービスは災害が発生した場合、輻輳を回避するための利用規制等が懸念されるため除外とする。

利用順位	利用手段	通信会社	優位理由や課題等
1	特殊簡易公衆電話 (P てれほん)	NTT 東日本	災害の発生に伴う輻輳（ふくそう）を回避するために通信会社が通話規制を実施する場合であっても、規制の対象外として優先的に取り扱われる。 通信会社の通信ビルから電話回線を通じて電力の供給を受けているため、停電時でも電話をかけることが可能。ただし、使用時に硬貨が必要。（110・118・119 への通報には硬貨不要） NTT「災害用伝言ダイヤル（Voice171）」と「災害用伝言板（web171）」の利用可能である。
2	IP 電話	NTT 東日本	近年の移動体通信網（スマートフォン等）の利用普及に伴い、災害発生時に、IP 電話と固定電話の間、IP 電話と IP 電話の間での利用であれば混雑は緩和されている。 停電時であっても無停電装置等によりルータ及び電話機本体に給電することにより、一時的に利用できるが、災害の発生に伴う輻輳を回避するために通信会社が通話規制を実施すると、規制の対象となり利用が困難となるので注意が必要である。 NTT「災害用伝言ダイヤル（Voice171）」と「災害用伝言板（web171）」の利用可能である。
3	移動体通信網 (MNO)	docomo au ソフトバンク	事業所内で場所を問わず業務と平行して利用できる。 停電時であっても内蔵バッテリーが保たれていれば利用できるが災害の発生に伴う輻輳を回避するために通信会社が通話規制を実施すると、規制の対象となり利用が困難となる可能性があるため注意が必要である。（各社毎に差あり） MNO 各社の災害用伝言板及び情報を共有している NTT「災害用伝言板（web171）」の利用は可能である。
4	移動体通信網 (MVNO)	MNO 以外	事業所内で場所を問わず業務と平行して利用できる。 停電時であっても内蔵バッテリーが保たれていれば利用できるが災害の発生に伴う輻輳を回避するために回線を借り受けている通信会社（MNO）が通話規制を実施すると、MVNO 側の判断を問わず規制の対象となり利用が困難となる可能性が高いので注意が必要である。 MNO 各社が提供する災害用伝言板は利用できないが、MNO 各社の「災害用伝言板」と情報を共有している NTT「災害用伝言板（web171）」の利用は可能である。 緊急地震速報のアラートが鳴らないことがある。

注) 輻輳（ふくそう）... 電話やインターネット回線にアクセスが集中し、交換機の能力を超えてしまって通話や通信ができなくなること。

MNO ..... 移動体通信網を意味し、docomo、au、SoftBank の3社。

MVNO ..... 仮想移動体通信網を意味し、MNO から回線を借り受け通信サービスを提供する会社。

## (2) メールについて

メールも電話と同様に災害の発生に伴い通信会社やプロバイダーが輻輳を回避するために使用を制限する、災害に伴う通信システムの物理的な損傷（回線の寸断、通信ビルや基地局の被災等）などにより通信障害、とりわけ遅延が発生するなど「メール」の利用は平時時とは異なり困難を極めることがこれまでの災害発生時や通信会社等のシステム障害における経験から予測される。

従って、電話の場合と同じように、メールシステムや通信網の特性を踏まえ、業務への影響を最小限に留めるための利用優先順は下表を原則とする。

なお、SNS や付帯するメッセージ機能等の活用、Microsoft や Apple、Google や Yahoo 等が提供する無料（フリー）メールサービスの利用も想定されるが、災害が発生した場合に輻輳を回避するための利用規制等、遅延等が懸念されるため、また、具体的な災害発生時の利用可否が未知数のため、特に、無料メールサービスは相手先が受信をブロック（制限）している可能性もあり、送信したつもりでも相手方が受信していない場合があるなど非常時に使用するには信用性に欠けるため除外する。

利用順位	利用手段	通信会社	優位理由や課題等
1	PCメール	NTT 東日本 OCN	<p>通信会社やプロバイダーが災害の発生に伴う輻輳を回避するために利用規制を実施することは稀である。</p> <p>ただし、PC メールアドレスを用いてスマートフォン等メールの受発信は可能であるが、移動体通信網（4G・5G）を経由してメールの送受信を行うと移動体通信網の輻輳の回避に伴う利用制限等に影響され遅延等が発生する可能性が高いので、PC メールは、光通信回線に接続されたパソコンやスマートフォン（屋内ルーターにLAN又はWi-Fiで接続されたデバイス）を使い送受信を行うことが望ましい。</p> <p>WAM「障害者支援施設等災害時情報共有システム」は事前に登録したPCメールアドレスに届くこととなっている。</p> <p>データを添付して送受信することができる。</p>
2	ショートメール（SMS）	各通信会社	<p>回線交換方式を採用する通信回線は、音声を通す音声回線（トラフィックチャンネル）とそれを制御する信号線（シグナリングチャンネル）の2つで構成されており、移動体通信網におけるスマートフォンや携帯電話等のデバイスと無線基地局の間の無線区間においても同様である。</p> <p>SMSは、トラフィックチャンネルと信号線の両方を使い重い音声データを扱う通話とは異なり、軽いデータ量のテキストメッセージを信号線のみで扱うサービスであることから、移動体通信のみならず固定電話と比べても輻輳を回避するための利用制限や遅延が発生しにくいと考えられている。</p> <p>異なる通信会社であっても利用でき、また、相手の電話番号がわかればアドレスとして利用できるなど手軽であり、職員間でのやりとりには馴染みやすい。</p> <p>移動体通信網のみでの送受信となり、自治体や関係機関等とのオフィシャルなやりとりには基本的に馴染まない。</p> <p>データを添付して送受信することができない。</p>
3	キャリアメール	docomo au ソフトバンク	<p>停電時であっても内蔵バッテリーが保たれていればPCメールと同じように利用することができるが、移動体通信網であるがゆえ、電話（通話）と同様に、輻輳を回避するための利用制限等や遅延等が発生する可能性が高いので注意が必要である。（各社毎に差あり）</p> <p>迷惑メール防止の観点から、相手先がPCメールの場合、キャリアメールの受信を制限（拒否）している場合や、その逆でキャリアメール側がPCメールの受信を制限（拒否）している場合があり注意が必要である。</p> <p>1メールあたりの送受信サイズが制限されており、そのサイズはPCメールに比べ小さく、被害状況等を撮影した写真を何枚も送るなどの際には適さない）</p>

### (3) 情報収集について

#### 災害発生時の情報について

警報や避難情報等の発令など災害発生時の情報（災害発生の認知）は以下の方法で入手する。

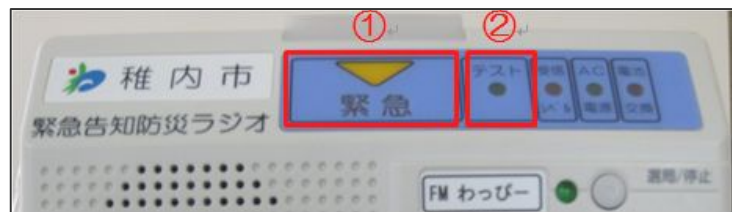
#### ( ) 防災ラジオ

稚内市より緊急の知らせがある際に、信号を送られ自動起動し、情報が伝達される市民に無償貸与されたラジオのことである。電源と良好な受信環境が確保されていれば、ラジオを聴いていなくても自動的に起動し、他の局のラジオを聴いていても自動で FM わっぴーに切り替わり、緊急情報が知らされる。（事務所及び各居室に備えられている。）

緊急告知防災ラジオで放送される情報及びその区分は次のとおりである。

区分 ①では、の「緊急」ランプが点灯する。

区分 ②では、の「テスト」ランプが点灯するが、内容が全てテスト放送とは限らない。



区分	放送形態	放送者	放送内容
	ラジオ自動起動 最大音量 システムからの 自動割込み	市役所 (J-ALERT)	~ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) からの自動割込み放送 ~ 国民保護情報 ・ゲリラ・特殊部隊攻撃情報 ・航空攻撃情報 ・弾道ミサイルに関する情報 ・大規模テロ情報 ・事前音声書換情報 (ミサイル情報、試験放送など) ・即時音声書換情報 (その都度国から送られてくる情報) ・キャンセル報 緊急地震速報 ・推定震度 5 弱以上 地震情報 ・震度速報 (震度 5 弱以上) 津波情報 ・大津波警報 ・津波警報 ・津波注意報 特別警報 ・大雨、暴風、波浪、高潮、大雪、暴風雪特別警報
	ラジオ自動起動 最大音量 職員による 手動割込み	市役所 消防署	~ 市役所・消防署からの割込み放送 ~ 避難情報 ・避難勧告 ・避難指示 ・避難所開設情報 その他生命に危険を及ぼす情報
	ラジオ自動起動 通常音量 (テストモード) 職員による 手動割込み	市役所 消防署	テスト放送 地震情報 (震度 3 以上) 土砂災害に関する気象情報 (土砂災害警戒情報) 大規模火災・爆発その他危険情報 避難準備情報 その他市民生活に関わる緊急情報
	通常の放送	FMわっかない	上記以外の情報を通常の番組内で放送

## (b) 防災情報メール配信サービス

稚内市を対象とする地震や津波の情報・土砂災害に関する気象情報などが発表された際に事前に登録してあるアドレスにメールで情報が配信されるサービスである。

(PCメール、キャリアメール、フリーメールなどのメールアドレスに配信する。)

メールの送受信が可能なパソコン、携帯電話、スマートフォンなどを所有していれば、法人や個人を問わず誰でも登録することができる。(複数のアドレスを登録可能。)

防災情報メールで配信情報は次のとおりである。

### < 配信される情報 >

- 震度3以上の地震の情報
- 津波に関する情報
- 気象警報、土砂災害に関する情報  
(土砂災害警戒情報など)
- 避難に関する情報
- 道路通行止め・解除情報、小中学校臨時休校情報、公共交通機関運休情報(バス、タクシー、JR、飛行機、フェリー)  
災害や気象状況の悪化等によるものに限る。
- その他、市民生活に関わる緊急のお知らせ



## (c) 緊急速報メール配信サービス

気象庁が配信する「緊急地震速報」「津波警報」、各省庁・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」(Jアラートにて配信される国民保護情報等)を各携帯電話会社が配信するサービスで回線混雑の影響を受けずに受信することができる。

ただし、所有するデバイスで緊急速報メール(通知)を非受信(OFF)に設定していたり、電源を切っていたり、電波が届かない場所にいた場合は受信できないなど注意が必要である。

配信元	配信される情報等		
気象庁	緊急地震速報		
	津波警報		
各省庁・地方公共団体	災害・避難情報		
	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
	気象等に関する特別警報	警戒区域情報	津波注意報
	津波警報	大津波警報	噴火警報
	指定河川洪水予報 <sup>1</sup>	土砂災害警戒情報	東海地震予知情報
	弾道ミサイル情報 <sup>2</sup>	航空攻撃情報 <sup>2</sup>	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報 <sup>2</sup>
	大規模テロ情報 <sup>2</sup>	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染を防止するための外出自粛要請	

1) 国土交通省が配信

2) Jアラートの国民保護情報を消防庁が配信



**[ 緊急地震速報について ]**

震源近くで地震（P 波、初期微動）をキャッチし、位置、規模、想定される揺れの強さを自動計算し、地震による強い揺れ（S 波、主要動）がはじまる数秒～数十秒前に素早くお知らせするものである。また、2023 年 2 月より、大きな地震で発生する長周期地震動においても、長周期地震動階級 3 以上が予想される場合、緊急地震速報の発表対象となった。

携帯電話各社は、気象庁から配信された「一般向け緊急地震速報」を利用して最大震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の地震が予想された際に、強い揺れ（震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上）の地域の携帯電話に一斉配信する。

**[ 緊急津波警報について ]**

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約 3 分を目標に気象庁から大津波警報、津波警報または津波注意報が発表される。

携帯電話各社は、大津波警報、津波警報が該当する沿岸地域にの携帯電話に一斉配信する。

なお、携帯電話各社から配信される緊急津波警報は、大津波警報と津波警報の区別はなく、どちらの場合でも件名「津波警報発表」で配信される。また、津波到達予想時刻、予想される津波の高さ、大津波警報・津波警報の更新・解除および津波注意報については配信されないので詳細な情報については他の方法で入手する必要がある。

津波警報の発表基準とメール配信の有無

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動 1	メールによる配信
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表		
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合。	10m 超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。直ちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	有り
		10m (5m < 予想高さ 10m)			
		5m (3m < 予想高さ 5m)			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合。	3m (1m < 予想高さ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。直ちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	有り
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m 予想高さ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。直ちに海から上がって、海岸から離れてください。	無し

1) 気象庁ウェブサイトより

**[ 災害・避難情報について ]**

全国の地方公共団体などより配信される、津波や土砂崩れなど自然災害の情報や、それらに伴う避難情報、さらに、総務省消防庁より配信される国民保護に関する情報など、住民の安全に係る様々な情報を携帯電話各社が対象となる地域の携帯電話に一斉配信する。

**[ 指定河川洪水予報について ]**

河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）場合および河川氾濫が発生した場合、国土交通省から流域住民の主体的な避難を促進するために発表する指定河川洪水予報（はん濫危険情報、はん濫発生情報）を契機とした洪水情報を、携帯電話各社が対象となる地域の携帯電話に一斉配信する。



## 災害発生後の情報について

防災ラジオ、防災情報メール配信サービス、緊急速報メール配信サービスにより災害が発生したこと、警報や避難情報等が発表されたことを知った後（直ちに屋外避難をする必要がない場合）の情報収集は、その災害内容や情報内容、建物被害や停電の発生など事業所の状況、情報収集手段（使用機器等）の特性を踏まえ以下から選択する。

なお、ネット情報は災害情報等を入手する上で有効であるが、ネット利用のためには通信環境が円滑に利用（アクセス）できることが前提となるが、通信会社によっては災害の発生に伴う輻輳を回避するための利用制限、基地局や通信網の物理的な損傷による通信障害、さらには情報サイトによってはアクセスが集中しサーバーがダウンするなどの影響により情報入手が困難となることがあるので注意が必要である。

また、現状において必要ではない情報を入手すること、複数名の職員が情報入手することにより情報過多に陥り、現場が混乱する可能性があるため、情報班が必要な情報を一元的に入手し、その状況に必要な情報を職員に的確かつ簡潔に伝えるなど情報管理を適切に行うよう努めることとする。

種別	情報		情報特性		情報エリア				使用機器 (停電時の使用可否)
	長所・短所	コンテンツ	即時性	信頼性	全国	全道	管内	市内	
テレビ 情報	(利点) 映像や文字テロップ、データ放送等により情報が得られる。 (欠点) 取材方法等の違いから放送局により情報に違いが生じる。視聴者から寄せられた情報やコメント等々の発言には注意が必要である。	キー局報道							テレビ (×) ワンセグテレビ ( )
		地方局報道							
ラジオ 情報	(利点) 業務を行いながら情報を得られる。 (欠点) 映像がなく言葉による情報のため受け止め方により違いが生じる。	キー局報道							防災ラジオ ( )
		地方局報道							
		地域FM報道							
ネット 情報	(利点) 映像や文字により必要な先から詳細な情報が得られる。事業所内や職員間で情報共有しやすい。 (欠点) 情報収集等のために労力と時間を割かれる。誤情報、偽情報、噂やデマ等が混在するため情報の整理と検証が必要となる。特に個人アカウントのSNS情報、これを情報源とするネットニュースには注意が必要である。	国・省庁サイト							ノートパソコン ( ) スマートフォン ( )
		気象庁サイト							
		北海道庁サイト							
		稚内市サイト							
		関係機関等サイト							
		ネットニュース							
		SNS	公式アカウント						
個人アカウント			×						

注) 関係機関等サイトとは電力会社、公共交通機関、医療機関、小売店やサービス事業者等の公式サイトである。

情報収集には、自家発電機、無停電装置、モバイルバッテリーや充電式乾電池などにより電源供給もしくは電源補充できる機器等を使用する。

## 6. システムが停止した場合の対策

### (1) 業務に係る管理システムについて

現在、事業所及び法人本部で使用している業務に係る管理システムとしては、国民健康保険団体連合会の「障害福祉サービス電子請求受付システム」、市販の会計システム及び給与管理システムのほか、利用者利用実績及び請求システム、職員勤怠管理システム、個別支援計画システムなどエクセル等を用いた独自の業務管理等システムがある。

これらシステムは、事業所内に備えたノートパソコン（4台）で運用しているが、通信用機器及びLANサーバー等の周辺機器も含め停電が発生した場合でも本体バッテリー、無停電装置、自家発電機により給電が可能のため、機器自体が破損しない限りシステムが使用できない（システム停止）ということがない体制をとっている。

なお、これら機器が地震や津波の発生により被害を受けた場合に備え、以下のような対策を講じている。

障害福祉サービス電子請求受付システムおよび会計・給与システムは、それぞれ専用のパソコンで運用している。（システム及びデータの分散化）

事業所と同一のソフトがインストールされている、もしくはインストールすることが可能なパソコン（Windows 1台、Mac 1台）を法人本部事務所に備えている。

各パソコンの主たる保存先のデータは複数の保存先にバックアップしている。

#### データのバックアップ体制

パソコン種別	運用システム	台数	主たる保存先	1次バックアップ			2次バックアップ		
				バックアップ先	BP方式		バックアップ先	BP方式	
					自動	手動		自動	手動
windowsパソコン	障害福祉サービス電子請求受付システム	1	本体 HDD	本体付属 SD カード			クラウドサーバ(C)		
	会計・給与システム	1	本体 HDD	クラウドサーバ(B)			事業所内サーバ		
Mac OSパソコン	業務管理等システム	2	事業所内サーバ	サーバ外付 HDD			クラウドサーバ(C)		
			本体 HDD	本体外付け HDD			事業所内サーバ		

注）全てのデータは最終的にクラウドサーバ（C）に保存される。

### (2) 防火システムについて

火災通報装置、これと連動した自動火災通報装置（火災は発生した場合に自動で消防署に通報される）で構成され消防法に基づく防火システムは、それぞれリチウムバッテリーを内蔵しており、自動通報装置については単独のアナログ電話回線により消防署と接続されているなど停電時でも適切に作動されるものとなっている。

水道直結型簡易スプリンクラーの制御盤についてもリチウムバッテリーを内蔵しており、停電時でも適切に作動されるものとなっている。

消防法に基づき設置している誘導灯（1・2階の廊下）、誘導標識（玄関）は、いずれもリチウムバッテリーを内蔵しており、停電と同時に自動的に灯る。

### (3) 防犯カメラシステムについて

建物内に防犯カメラシステムを導入しているが、停電になるとシステムは使用できないが、画像記録データは制御盤のメモリーカードに一括保存されており、データ消失することはない。

## 7. 衛生面（トイレ等）の対策

### （1）トイレ対策

#### 利用者について

平時のようにトイレが使用できなくなった場合に備えて、以下を備蓄しておく。

想定状況	備蓄品	数量	備考
下水は使用できながらも水道が使用できない場合（断水）	生活用水	必要数	他の生活用備蓄水とは別の容器とする。
	ペットボトル及びジョウロキャップ ペーパータオル	必要数	手洗い用
水道は使用できながらも下道が使用できない場合	簡易トイレ（折りたたみ式）	2台	トイレ便器が損傷した場合に備えて
	非常用トイレ凝固剤	500回分	
	汚物入れビニール袋（黒）	500枚	
停電の場合	ランタン	4個	トイレ専用として備蓄（夜間使用）

注）通常業務用として備蓄している備品や消耗品以外の災害用の備蓄として。

平時のようにトイレが使用できない場合は以下の手順で運用する。

通常のトイレ便器が使用できる場合は、各トイレに非常用トイレ凝固剤などの備蓄品を配置し、利用を開始する。

通常のトイレ便器が使用できない場合は、安全性が確保できる場所に簡易トイレを設置すると共に、非常用トイレ凝固剤などの備蓄品を配置し、利用を開始する。

#### 職員について

利用者とは別に、職員専用の簡易トイレ、生理用品などを備蓄しておく。（必要数）  
その他利用者に準ずる。

### （2）汚物対策

排泄物などは、ビニール袋に入れて消臭固形剤を使用して密閉し、利用者の出入りのない空間へ衛生面に留意して隔離、保管しておくことを基本とする。

消臭固形剤を使用した汚物は、燃えるごみとして処理が可能である

## 8. 必需品の備蓄（別紙1として巻末に添付する。）

## 9. 資金手当

手元金 常時、金庫で 10,000円 × 5枚 = 50,000万円)

損害保険 保証内容は以下のとおり（事業活動総合保険では地震・津波等は保証なし）

#### 火災保険

建物保険金額	3,200万円
火災・落雷・破裂・爆発	支限 100万円/1事故(0)
風災・雹災・雪災	支限 100万円/1事故(5)
水ぬれ	"
盗難	支限 100万円/1事故(0)
水災	"
破損・汚損等	支限 100万円/1事故(5)
	1,
地震・噴火・津波(地震保険)	1,600万円

#### 事業活動総合保険

建物内設備・什器等保険金額	1,000万円
火災・落雷・破裂・爆発	免責 0万円
風災・雹災・雪災	免責 1万円
水ぬれ	免責 0万円
騒擾・労働争議等	"
航空機墜落・車両の衝突等	"
盗難	支限 100万円 1
火災	免責 0万円
上記以外の附則かつ突発的な事故	免責 3万円

注）支限：支払限度額、（ ）：免責、1：業務用通貨の場合 100万円、預貯金有価証券の場合 1,000万円

### 第3章 緊急時の対応

#### 1. BCP発動基準

BCPの発動基準と、発動に基づく災害対策本部の設置、また、管理者が不在の場合の代替者は以下のとおりとする。

##### 【管理者が不在の場合の代替者】

管理者	代替者	代替者
菅原 貴	木村 晃知	(災害発生時の勤務者)

##### (a) 地震による発動基準

稚内市周辺において、震度4以上の地震が発生し、市内及び事業所周辺、事業所建物の被災状況、社会的混乱などを総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合は、BCPを発動し、災害対策本部を設置する。

なお、震度5強以上の地震が発生し、市内及び事業所周辺で被害が発生し、道路や公共交通、ライフラインや通信等への影響が出た場合、影響が出ることが懸念される場合、事業所建物又は付帯設備等に事業運営や利用者支援等に影響が生じるレベルの被害が確認された場合、管理者は速やかにBCPを発動し、災害対策本部を設置する。

##### (b) 津波による発動基準

稚内市周辺において発生した地震に伴い津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合は以下のようにBCPの発動及び災害対策本部を設置を行う。

###### 津波注意報

地震動の規模、各地の津波の到達予想時間と高さ、これから予測される余震、これに伴う被災や社会的混乱などを総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合は、BCPを発動し、災害対策本部を設置する。

###### 津波警報又は大津波警報

地震の発生後、全国瞬時警報システム(Jアラート)や防災ラジオ、テレビ等を通じて津波警報又は大津波警報の発令が知らされた段階でBCP発動とみなし(自動発動)、その手順に従い速やかに避難行動を開始し、全ての利用者及び職員の安全が確保され、かつ、建物被害の状況等を把握した後、管理者は災害対策本部を設置する。

##### (c) 風水害による発動基準

稚内市に大雨(土砂災害・浸水害)、洪水、防風、波浪、高潮に関する注意報、警報、特別警報が発表されたとき、その予測される被災内容または既に発生した被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合は、BCPを発動し、災害対策本部を設置する。

なお、稚内市より大雨(土砂災害・浸水害)、洪水に伴い「市民がとるべき行動」「避難情報等」の警戒レベル3(高齢者等避難)以上が示された場合は、その示された内容に応じて避難等を最優先させることとし、BCPの発動及び災害対策本部の設置は避難が完了し全ての利用者及び職員の安全が確保された後に行う。

##### (d) 暴風雪による発動基準

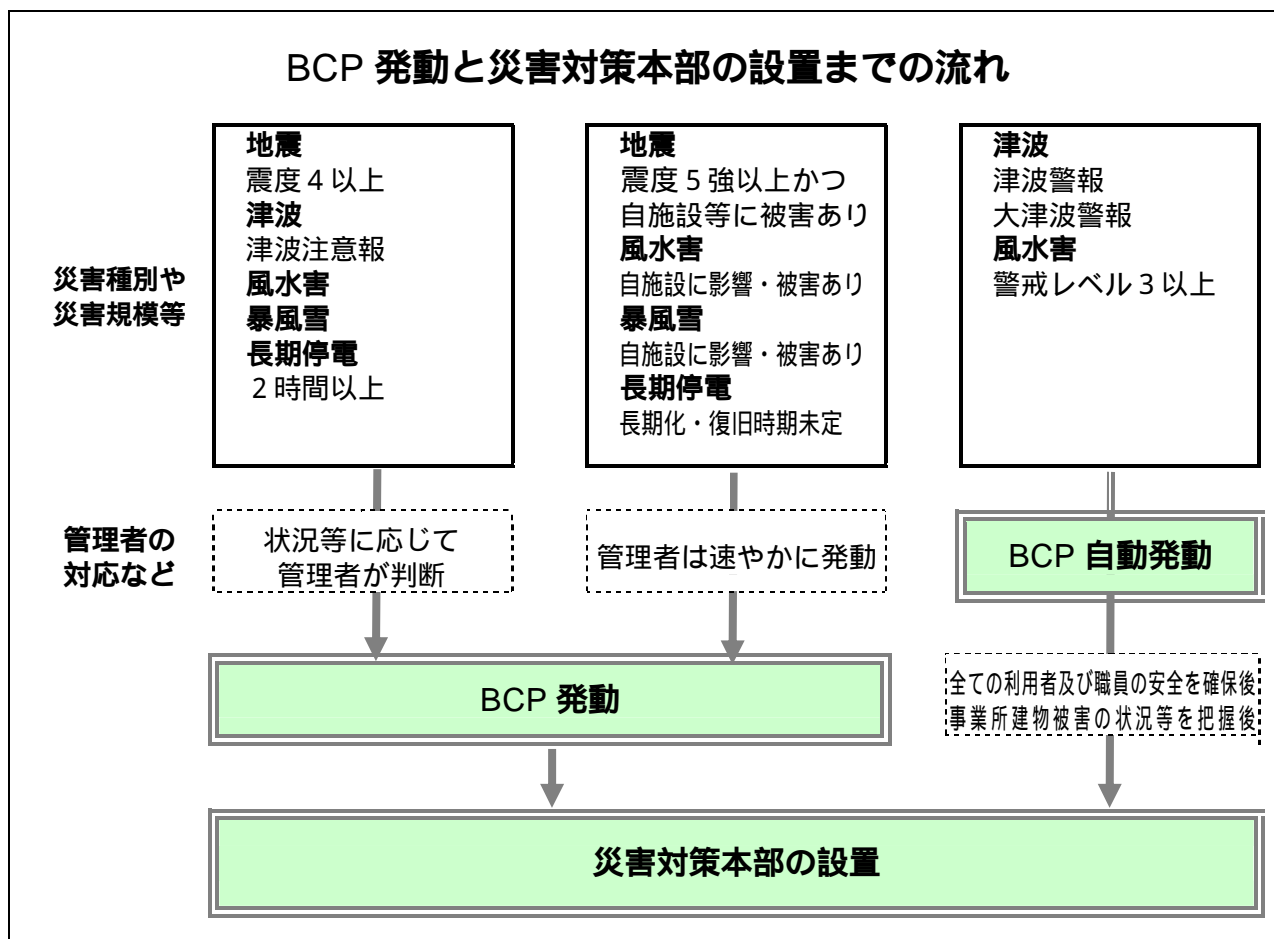
稚内市に暴風雪、大雪に関する注意報、警報、特別警報が発表されたとき、その予測される被災内容または既に発生した被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合は、BCPを発動し、災害対策本部を設置する。

##### (e) 長期停電による発動基準

稚内市内又は広域的な自然災害又はその他理由により事業所において自家発電機を作動させる必要がある2時間以上の停電が発生し、その時点で電力会社等より復旧の見込みが示されなかった場合で、かつ、管理者が必要と判断した場合は、BCPを発動し、災害対策本部を設置する。

なお、事業所固有の理由により停電となった場合は、その原因が特定された後、電力会社又は電気工事業者等による復旧工事に要する時間や期間等が判明した時点で、管理者が必要と判断した場合は、BCPを発動し、対策本部を設置する。

## BCP 発動と災害対策本部の設置までの流れ



## 2. 事業継続のための方針

事業所が被災した場合の事業継続戦略を以下のとおりとする。

基本方針	事業所の建物や設備等の復旧が完了するまで、または復旧が困難な状態（倒壊）となり、新たな建物を確保するまでは、利用者の心身の健康状態に応じて「分散生活」することとする。
------	---

事業継続戦略	対応内容
事業所復旧	事業所を復旧する（片付け、清掃、簡易修繕、業者への依頼など） 建物の倒壊若しくは、倒壊のおそれのある場合は除く。
避難所で代替	避難所へ職員が移動して、業務を継続する。 〔対象者〕避難所で生活することが可能な心身の健康状態にある者
本部事務所で代替	本部事務所へ職員が移動して、業務を継続する。 〔対象者〕避難所で生活することが困難な心身の健康状態にある者 （精神的な混乱や興奮状態又はうつ状態、不眠等が見られる者）
医療機関への入院	医療機関へ定期的に職員が訪問（入院時支援）して、事業所の復旧後に備える。 〔対象者〕負傷し、入院治療が必要となった者、又は避難所や本部事務所で生活することが困難な心身の健康状態にある者（著しく精神的な混乱や興奮状態又はうつ状態等が見られ、かつ、医師が入院の必要ありと診断した者）

### 3.対応基準

## 災害発生時の行動指針

災害発生時の行動指針は次のとおりとする。

自身及び利用者の安全確保

二次災害への対策（火災、建物倒壊、感染症の発生など）

利用者の生命維持

外部機関等との連携

情報発信

平常時

日常点検、訓練、PDCA、  
情報収集、情報共有

直後

利用者の在宅状況と安否の確認  
（在宅者・不在者、健康状態の確認）

命を守る行動  
（安全確保・避難）

当日

二次災害対応  
（避難場所の確保等）

体制確保後

利用者の生命維持  
（自動参集、最低限のサービス維持）

体制回復後

通常営業・業務

安全復旧後  
（平常移行）

評価／反省／見直し  
備蓄品補充等

情報収集

支援体制確保（人員、物資等）

情報共有

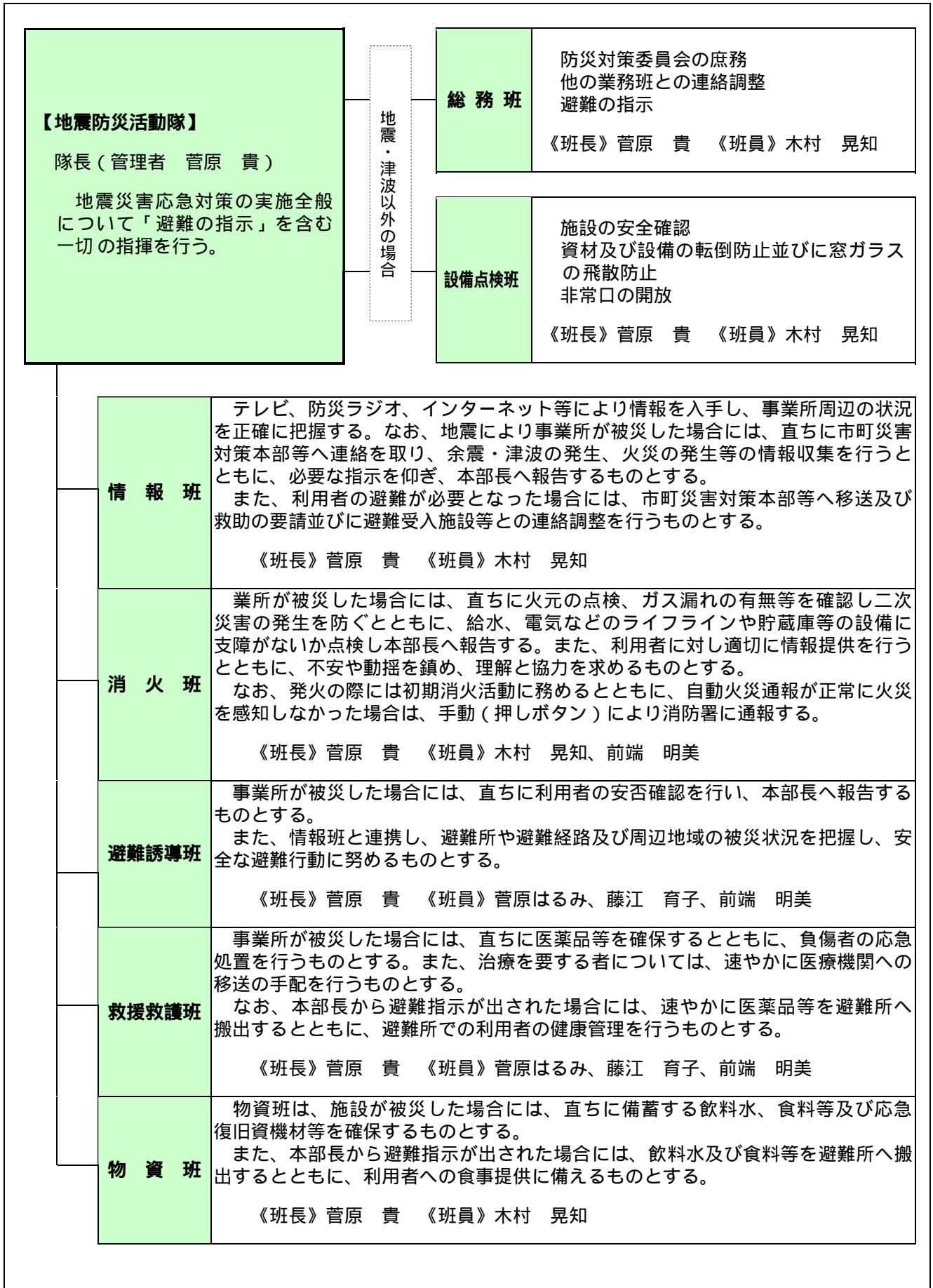
連携

- ・行政との連携
- ・取引先への協力依頼
- ・他法人との連携

情報発信

- ・利用者家族安否情報
- ・事業所情報

#### 4.対応体制



## 5. 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
事業所内の事務室 (稚内市はまなす2丁目12番5号)	法人本部事務所 (稚内市緑6丁目16番9号)	避難所

## 6. 安否確認

### (1) 利用者の安否確認

#### 【安否確認ルール】

勤務職員は、災害発生後、直ちに以下の順により利用者の安否を確認し、管理者に電話又はメール等により報告(第1報)する。

利用者の在宅状況を確認する。

状況	行動内容
施設外避難までに時間的な余裕がある場合・施設内避難の場合	外出している利用者の存在が認められ、かつ、帰宅予定時刻になっても帰宅しない、又は行き先が不明な場合、行き先への問い合わせ、行き先の確認(他利用者への聴き取り等)や予想される行き先などを検索を行うとともに、在宅職員だけでは検索が困難、または検索や安否確認に時間を要すると判断された場合は、管理者に在宅職員への出勤指示の要請、状況によっては関係機関等への報告及び検索協力の要請等を行う。
施設外避難までに時間的な余裕がない場合	在宅利用者の避難誘導を優先し、在宅利用者の安全が確保された後、[施設外避難までに時間的な余裕がある場合・施設内避難の場合]と同様の方法により検索に努める。

在宅利用者の負傷状況、心身の健康状態等を目視又はバイタル測定等を通じて確認し、その結果を、様式2「利用者の安否確認シート」に記録する。。

利用者の状況(の結果の結果)より以下の4つに利用者の安否状況をランク分ける。

状況ランク	利用者の状況	レベル呼称
A	自力避難可能で、かつ、自身の避難に加え、職員の避難誘導活動等に協力できるレベルの者	避難協力レベル
B	自力避難が可能な健康状態のレベルの者	避難可能レベル
C	医療搬送は必要ないが事業所外への自力避難が困難な健康状態のレベルの者	避難困難レベル
D	負傷等により医療機関への搬送が必要なレベルの者	医療搬送レベル
E	負傷等に伴い心肺停止状態にあるなど生命の存続が深刻な状態にあり医療機関への搬送が必要なレベルの者	重篤レベル

管理者に対して、利用者の在宅状況(現利用者数 名、在宅者 名、不在者〇〇名)、利用者の安否状況については、でランク化した結果を基に、レベル呼称を用いて簡潔に利用者の安否状況及びその数(利用者氏名は不要)を第1報として報告する。

管理者が事業所に到着する前に、のランクに変化が生じた場合は、随時、報告する。

#### 【医療機関への搬送方法】

負傷等に伴い医療機関への搬送が必要な利用者の搬送方法は、その状態等に応じて、以下のとおりとする。なお、被災による道路事情、避難優先、事業所の建物破損や浸水状況など事業所として自力搬送が困難な場合は、利用者の状態レベルを問わず「救急隊への搬送要請」とする。

利用者の状態	医療機関への搬送方法	
重篤レベル	救急隊への搬送要請(119通報)	
医療搬送レベル	搬送中に急変の可能性がある者	救急隊への搬送要請(119通報)
	搬送中に急変の可能性がない者	職員の車両等、事業所としての自力搬送



## (2) 職員の安否確認

### (a) 職員の安否確認の方法

#### 【勤務職員（事業所内にいる職員）】

管理者は、以下の方法で勤務職員の安否を確認する。（通話等の可否、混雑状態等により選択）

連絡方法	電話番号	備考	
事業所の電話	IP 電話	0 1 6 2-7 3-4 0 0 1	停電でも使用可能だが混雑等の可能性あり
	特殊簡易公衆電話	0 1 6 2-3 4-9 0 9 8	停電でも使用可能。混雑等が少ない。
勤務職員個人の携帯電話又はメール	「職員緊急連絡網」による		混雑・遅延する可能性が高い

#### 【在宅職員（自宅等にいる職員）】

在宅職員は、以下の方法で安否を報告する。（通話等の可否、混雑や遅延の状態等により選択）

連絡先	方法	電話番号・アドレス	備考	
法人	電話	IP 電話	0 1 6 2-2 4-0 5 5 9	混雑等の可能性が高い
	メール	Eメール	npo_seishin@eos.ocn.ne.jp	遅延等の可能性が高い
事業所	電話	IP 電話	0 1 6 2-7 3-4 0 0 1	混雑等の可能性が高い
		特殊簡易公衆電話	0 1 6 2-3 4-9 0 9 8	停電でも使用可能。混雑等が少ない。
管理者	メール	Eメール	npo_poplar@tuba.ocn.ne.jp	遅延等の可能性が高い
		携帯メール	〃	〃
	電話	IP 電話	「職員緊急連絡網」による	混雑等の可能性が高い
		携帯電話	〃	〃
職員	携帯電話又はメール	〃	混雑・遅延する可能性が高い	

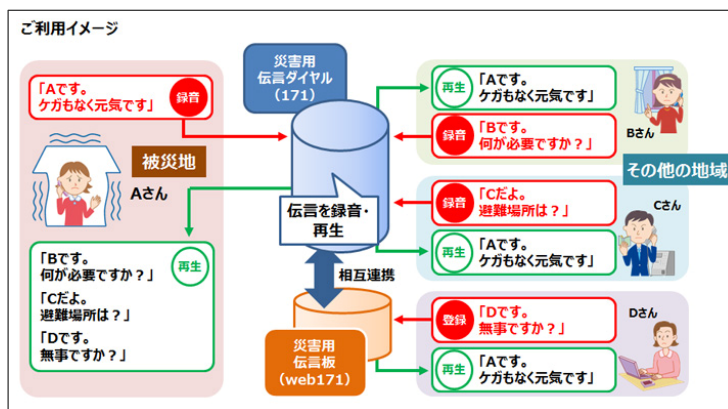
#### 【通信障害等が発生している場合】

災害の発生に伴い通信障害等が発生している場合は、NTT「災害用伝言ダイヤル（Voice171）」を用いて、職員間での安否確認を行う。

Voice171 とは、地震や噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板である。

なお、インターネットを利用する「Web171」もあり、電話（スマホを含む）が利用できない場合はこちらを利用する。（それぞれの方法を職員は研修等を通じて熟知する。

<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/index.html>



### (b) 職員の安否確認結果の記録

管理者は職員の安否確認の結果を、様式3「職員の安否確認確認シート」に記録する。

7. 職員の参集基準

災害種別	区分	参集基準等
地震	管理者	震度4以上の場合は、直ちに事業所に出勤する。(自動参集) 出勤前に勤務職員からの連絡により 在宅職員の全部又は一部に出勤指示が必要と判断した場合は直ちに在宅職員に連絡し、その後、出勤する。
	在宅職員	震度5弱以上の場合は直ちに事業所に出勤する。(自動参集) 震度4以上の場合は管理者からの出勤指示に備え待機する。 自宅又は自身や家族等が被災した場合は管理者又は勤務職員に出勤できないことを報告する。
津波	管理者	「地震」と同様とする。 津波警報又は大津波警報が発令された場合は事業所に出勤する。(自動参集) 津波規模が甚大で、かつ、事業所に到着する前に津波が到達すると判断される場合は、高台集合場所で勤務職員及び在宅職員と合流する。
	在宅職員	「地震」と同様とする。 津波警報又は大津波警報が発令された場合は事業所に出勤する。(自動参集) 津波警報や大津波警報が発令され、その津波規模が甚大で、かつ、事業所に到着する前に到達時間すると判断される場合は高台集合場所で管理者や勤務職員と合流する。 地震に伴い自宅又は自身や家族等が被災した場合、徒歩ですら出勤することが不可能な状況(通行止めや建物等の倒壊等)にある場合、津波の到達に伴い危険だと判断される場合(自宅等から事業所までの導線が津波の影響(浸水)が発生する可能性のある河川や沿岸部を通らざるを得ない場合)又は既に危険な状況となっている場合は、管理者又は勤務職員に出勤できないことを報告する。
風水害 暴風雪	管理者	避難誘導の必要性が発生した場合は直ちに出勤する。(自動参集) 警報又は特別警報が発表された後、勤務職員から外出している利用者の存在が報告された場合は直ちに出勤する。 職員が勤務していない時間帯に避難誘導の必要性が発生した場合は、短時間で出勤可能な在宅職員に出勤するよう指示した後、直ちに出勤する。 警報又は特別警報が発表された場合、管理者は勤務職員、在宅職員が事業所と自宅の間の道路や交通機関等の状況により出勤・退勤することが可能な状況にあるか否かを確認し、困難な場合は利用者支援等の業務に支障のない範囲で、勤務時間の延長、徒歩で出退勤が可能な職員への振替出勤指示など勤務シフトの調整を行う。 暴風雪や大雪に伴い国道から事業所に至る市道、建物敷地内が著しい積雪や吹き溜まりになった場合は、道路管理者に対し緊急の除雪要請を行う。
	在宅職員	職員が勤務していない時間帯に避難誘導の必要性が発生した場合、短時間で出勤可能な職員は管理者の指示により直ちに出勤する。 風水害又は暴風雪の影響により事業所への出勤が困難な場合は管理者又は勤務職員に出勤できないことを報告する。 風水害又は暴風雪の影響により出退勤が困難な状況となった場合は、管理者から、勤務シフトの調整(徒歩で出退勤が可能な職員への振替出勤指示等)などの指示を仰ぐ。
長期停電	管理者	法人が別に定める「停電・断水対応マニュアル」に準じる。
	在宅職員	法人が別に定める「停電・断水対応マニュアル」に準じる。

注) 管理者は、様式5「連絡先リスト」に基づき職員への参集指示を行う。

[ 職員参集時間と(令和6年4月1日現在) ]

参集手段	災害発生後からの経過時間・自宅からの通勤時間										
	~5分	~10分	~15分	~20分	~30分	~40分	~50分	~60分	~70分	~80分	~90分
徒歩		2名				1名			2名		
自動車	2名	1名	2名								
(特記)	職員が不在の時間帯に災害が発生し、通勤手段が「徒歩」に限られても10分以内に職員2名が事業所に到着できる体制である。										

## 8. 施設内外の避難場所・避難方法

### (1) 施設内の避難場所

	第1避難場所	第2避難場所（垂直避難用）	
避難場所	みんなの部屋（1階）	2階の居室・事務所	2階屋根

### (2) 施設外の避難場所

	第1避難場所	（津波時の集合場所）	第2避難場所	
避難場所	敷地内の安全な場所	株式会社まるでん前 （旧・北国歯科前） 富岡1丁目9番3号	健康状態 に応じた 分散避難	指定避難場所 （稚内大谷高等学校） 法人本部事務所 医療機関 （稚内市立病院）

### (3) 避難方法

災害種別	災害レベル	避難行動内容	避難方法
地震	震度3以下	地震発生後、利用者に対し、1階の「みんなの部屋（食堂）」に集合するよう呼び掛け、全員が集合した後、安否の確認（体調不良の確認を含む）を行い、建物及び建物内の被害状況を確認した結果、安全であると認められた後、余震に備え、一定時間待機し、安全であると判断された段階で各自居室に戻る。（希望する利用者は、そのまま待機し、職員が対応する。）	屋内避難
	震度4	地震発生後、直ちに屋外（敷地内の安全な場所）へ簡易的に避難し、建物（壁や柱）及び屋外付帯物（ガスボンベ等）、建物内の被害状況を確認した結果、安全であると認められた後、屋内に戻り「みんなの部屋」にて余震に備え、一定時間待機し、安全であると判断された段階で各自居室に戻る。（希望する利用者はそのまま待機し、職員が対応する。）	屋外避難 （敷地内）
	震度5弱以上	震度4の場合と同様の避難行動をとるが、建物に被害が確認され通常の業務と生活が継続できない、又は被害の恐れがあると判断された場合、負傷者が発生した場合は余震と二次被害の防止のために稚内市が設置する指定避難所等に避難する。	屋外避難 （避難所等）
津波	津波注意報	地震度に応じた地震の際の対応に加え、津波の到達情報や余震の発生状況を勘案して管理者が必要と判断した場合は利用者全員を建物2階部分に誘導して注意報の解除まで待機する。（2階居室の利用者は自室にて、1階居室の利用者は2階利用者の居室又は事務室にて待機する。）	屋外避難 又は 屋内避難 （垂直避難）
	津波警報 大津波警報	《津波の到達時間が避難に必要な時間以上である場合》 勤務職員の誘導により津波影響開始時間（地震発生後6分以内）までに屋外に出て、津波第1波到達時間（地震発生後15分以内）までに高台集合場所へ利用者を徒歩にて避難させ、管理者及び在宅職員と合流した後、稚内市が設置する指定避難所等まで徒歩にて避難誘導する。 （原則、車両を用いて避難しない。）	屋外避難 （避難所等）
		《津波の到達時間が避難に必要な時間未満である場合》 警報発令前にBCPで想定する又はそれ以上の高さの津波が発生し、建物が浸水し始めた場合、もしくは、津波の第1波到達時間が想定よりも極めて短時間であると情報を得て、避難の暇がないと判断された場合は、勤務職員の誘導により速やかに建物2階部分への避難、又は2階窓から外に出て、タラップ（常設）を用いて2階屋根に避難するなど可能な限りの「垂直避難」に努める。	屋内避難 （垂直避難）
風水害	大雨や洪水等に関する警報や特別警報	警戒レベル3（高齢者等避難）以上が示された場合、管理者到着後、利用者を避難誘導する。なお、速やかに避難誘導する必要がある場合は、管理者の到着を待たずに利用者の避難誘導を行う。	屋外避難 （避難所等）

**津波防災体制** 津波到達時間が短い場合

防災体制確立の判断時期に基づき、地震動に応じた避難行動等に加え、津波の発生に係る注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

**【防災体制確立の判断時期及び役割分担】**

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
緊急地震速報	注意体制確立	津波情報等の情報収集 【必須情報】 ・震源地 ・津波影響開始予想時刻 ・津波第1波到達予想時刻 ・津波予想高さ	総務・情報班(情報収集伝達要員)
津波注意報発表 危険の前兆を確認 等	警戒体制確立	津波情報等の情報収集(同上) 使用する資器材の準備 家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 避難方法の検討 津波警報又は大津波警報に変わった場合に備え、収集した情報等を基に選択すべき避難方法（水平避難・垂直避難）を検討する。	総務・情報班(情報収集伝達要員) 物資班(使用資器材準備要員) 総務・情報班(情報収集伝達要員) 総務・情報班(情報収集伝達要員) 隊長及び総務班(避難指示要員)
避難指示の発令 津波警報、大津波警報発表 危険の前兆を確認 等	非常体制確立	避難誘導 【水平避難の実行】 勤務職員の誘導により津波影響開始時間(予想)までに屋外に出て、津波第1波到達時間(予想)までに高台集合場所へ利用者を徒歩にて避難させ、管理者及び在宅職員と合流した後、指定避難所等まで徒歩にて避難誘導する。 【垂直避難の実行】 警報発令前にBCPで想定する又はそれ以上の高さの津波が発生し、建物が浸水し始めた場合、もしくは、津波の第1波到達時間が想定よりも極めて短時間であると情報を得て、避難の暇がないと判断された場合は、勤務職員の誘導により速やかに建物2階部分への避難、又は2階窓から外に出て、タラップ(常設)を用いて2階屋根に避難する。	避難誘導班(避難誘導要員)

**注意体制**

災害モードへ気持ちを切り替える。  
気象情報等の収集を行う。

**警戒態勢**

避難場所へ避難する準備を行う。

**非常体制**

避難誘導を開始する。

**津波防災体制** 津波到達時間が長い場合

防災体制確立の判断時期に基づき、地震動に応じた避難行動等に加え、津波の発生に係る注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

**【防災体制確立の判断時期及び役割分担】**

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
緊急地震速報 津波注意報発表 遠地地震に関する情報 危険の前兆を確認 等	注意体制確立	津波情報等の情報収集 【必須情報】 ・震源地 ・津波影響開始予想時刻 ・津波第1波到達予想時刻 ・津波予想高さ 二階での待機 収集した情報等を基に管理者が必要と判断した場合は利用者全員を建物2階部分に誘導し注意報の解除まで待機する。	総務・情報班(情報収集伝達要員)  勤務職員が対応（呼び掛け）
高齢者等避難の発令 危険の前兆を確認 等	警戒体制確立	津波情報等の情報収集(同上) 使用する資器材の準備 家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総務・情報班(情報収集伝達要員) 物資班(使用資器材準備要員) 総括・情報班(情報収集伝達要員) 総括・情報班(情報収集伝達要員) 隊長及び総務班(避難指示要員) 避難誘導班(避難誘導要員)
避難指示の発令 津波警報発表 大津波警報発表 危険の前兆を確認 等	非常体制確立	施設内全体の避難誘導 【水平避難の実行】 勤務職員の誘導により津波影響開始時間(予想)までに屋外に出て、津波第1波到達時間(予想)までに高台集合場所へ利用者を徒歩にて避難させ、管理者及び在宅職員と合流した後、指定避難所等まで徒歩にて避難誘導する。	隊長及び総務班(避難指示要員) 避難誘導班(避難誘導要員)

**注意体制**

災害モードへ気持ちを切り替える。  
気象情報等の収集を行う。

**警戒態勢**

避難場所へ避難する準備を行う。  
要配慮者の避難誘導を開始する。

**非常体制**

避難誘導を開始する。  
施設内全体の避難誘導を開始する。

#### (4) 避難を確保を図るための施設の整備

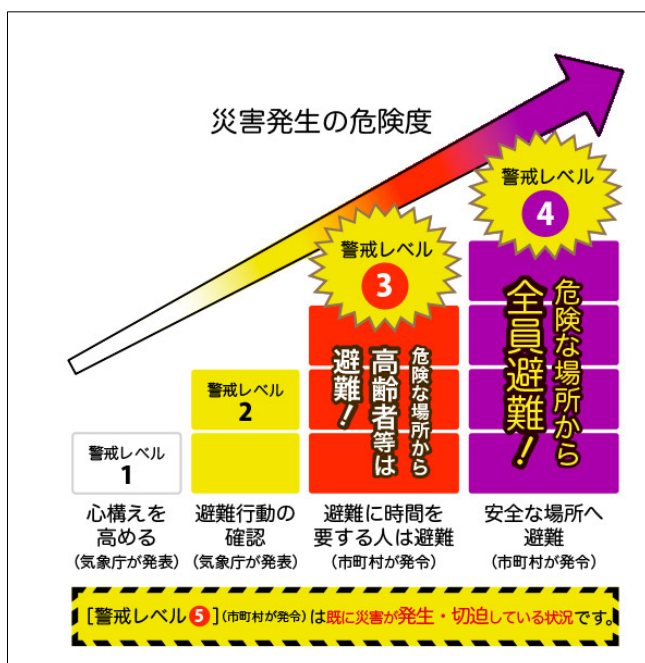
情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウェットティッシュ、マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	保温用アルミシート

#### 浸水を防ぐための対策

土のう、止水板



警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル <b>5</b> 命の危険 直ちに安全確保!	既に災害が発生・切迫している状況です。 命が危険ですので、直ちに身の安全を確保しましょう。	緊急安全確保 (市町村が発令) ※市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~		
警戒レベル <b>4</b> 危険な場所から 全員避難	災害が発生する危険が高まっています。 <u>速やかに危険な場所から避難先へ避難</u> しましょう。	避難指示 (市町村が発令) ※避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。
警戒レベル <b>3</b> 危険な場所から 高齢者等は 避難	避難に時間を要する人（ <u>ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等</u> ）とその支援者は危険な場所から避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 (市町村が発令)
警戒レベル <b>2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <u>避難行動を確認</u> しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル <b>1</b>	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

## 9 . 重要業務の継続

経過目安		発災直後	発災後 6 時間	発災後 1 日	発災後 2 日	発災後 3 日
職員体制		( 通常 )	自動参集体制	全職員勤務体制	全職員勤務体制	変則勤務体制
職員数		1 名 ( 昼間発災の場合 ) 2 名 ( 夜間発災の場合 )	3 名	5 名	5 名	3 名
在庫量		100%	94%	75%	50%	25%
インフラ	電気	停電	[ 自家発電 ]	[ 自家発電 ]	[ 自家発電 ]	[ 自家発電 ]
	水道	断水	断水	断水	断水	一部復旧
	下水	利用可	利用可	利用不可	利用不可	一部復旧
	通信	不通 / 混雑	不通 / 混雑	混雑 / 制限	混雑 / 制限	混雑 / 制限
重要業務の基準		利用者の安全確保のみ 指定避難所等への 避難・移動	生命を守るための 必要最低限の業務 家族や関係機関等 への状況 ( 安否 ) 報告	心身の健康維持に 必要な業務 事業継続に向けた 管理業務 対外的な情報発信 に係る業務	感染症等の発生 防止に向けた業務 災害関連死の防止 等に向けた業務	建物等の復旧及び ライフライン等の 復旧により平時と 同様に業務の全て を再開する場合に 備えた業務
(a) 支援業務		排泄支援 水分補給 夜間支援	食事支援	清拭	着替え	入浴 ( 条件が整い次第 )
(b) 医療関連業務		服薬管理 痰吸引や点滴等	医薬品管理	医療アセスメント バイタルチェック	感染症対策 口腔ケア 受診補助	定期受診 看護記録
(c) 調理栄養業務			調理 ( 簡易的 ) 配膳 ( セルフ )	調理 配膳 食材管理・確保	栄養管理 掃除 ( 消毒 )	
(d) 生活支援業務			家族等への連絡 措置機関等への連絡	問い合わせ対応 日用品管理	相談・助言	金銭管理 ファイル管理
(e) 施設維持管理業務			設備管理 通信設備管理 燃料管理			
(f) 総務事務管理業務						資金調達・管理 システム管理 国保等請求業務 給与計算 業者への支払い

注) 職員数には管理者も含む。

## 10. 職員の管理（ケア）

### （1）休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
事務室（2階）	事務室（2階） / 空き居室

### （2）勤務シフト

#### 【災害時の勤務シフト原則】

	責任者	その他職員
Aチーム	管理者	出勤状況で割り振る
Bチーム	サービス管理責任者	

## 11. 復旧対応

### （1）破損箇所の確認

対象	状況（いずれかに）	対応事項 / 特記事項	
建物・設備	躯体被害	重大 / 軽微 / 問題なし	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能 / 利用不可	
	電話	通話可能 / 通話不可	
	公衆電話	通話可能 / 通話不可	
	インターネット	利用可能 / 利用不可	
	給湯用ボイラー	利用可能 / 利用不可	
	暖房用ボイラー	利用可能 / 利用不可	
建物・設備 一階	自家発電機	利用可能 / 利用不可	
	ガラス	破損・飛散 / 破損なし	
	キャビネット	転倒あり / 転倒なし	
	天井	落下あり / 被害なし	
	床面	破損あり / 被害なし	
	壁面	破損あり / 被害なし	
	照明	破損・落下あり / 被害なし	
	風呂（1）	利用可能 / 利用不可	
	風呂（2）	利用可能 / 利用不可	
	トイレ（小）	利用可能 / 利用不可	
	トイレ（大）	利用可能 / 利用不可	
	手洗い場	利用可能 / 利用不可	
	玄関	開閉可能 / 開閉不能	
風除室	開閉可能 / 開閉不能		
建物・設備 二階	ガラス	破損・飛散 / 破損なし	
	キャビネット	転倒あり / 転倒なし	
	天井	落下あり / 被害なし	
	床面	破損あり / 被害なし	
	壁面	破損あり / 被害なし	
	照明	破損・落下あり / 被害なし	
	トイレ（小）	利用可能 / 利用不可	
	トイレ（大）	利用可能 / 利用不可	

注）様式4「建物・設備の被害点検シート」に記入すること。



(2) 業者連絡先一覧の整備 (別紙2として巻末に添付)

(3) 情報発信 (関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)

情報発信にあたっては、法人を含む合議を踏まえて行う。  
発表にあたっては、利用者及び職員のプライバシーにも配慮する。

## 第4章 他施設との連携

### 1. 連携体制の構築

#### (1) 提携先との協議

- 特定非営利活動法人宗谷ルンルン倶楽部（稚内市緑6丁目16番9号 TEL.0162-24-0553）
- ・人的支援(事業所職員で対応できない場合の人的派遣など)
  - ・物的支援(不足物資の援助、搬送など)
- 株式会社まるでん（稚内市富岡1丁目9番3号 TEL.0162-33-7552）
- ・津波発生時の高台集合場所として駐車場を提供。

#### (2) 連携協定書の締結

当法人と同一場所に法人本部事務局があり、現時点では連携協定を締結していないが、今後、連携内容を互いに精査した上で、締結に向けて協議する予定。

#### (3) 地域のネットワーク等の構築・参画

##### 【連携関係にある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
宗谷圏域障害者総合支援センター	23-6667（代表）	利用者の一般相談及び計画相談
株式会社ほく商	34-2828（代表）	災害発生時のLPガス設備点検及び復旧、自家発電機の運用支援等
株式会社まるでん	33-7552（代表）	災害発生時の電気設備・消防設備点検及び復旧など

##### 【連携関係にある医療機関（協力医療機関等）】

##### 【連携関係にある社協・行政・自治会等】

施設・法人名	連絡先	連携内容
稚内市役所社会福祉課	23-6161（代表）	
社会福祉法人稚内市社会福祉協議会	24-1139（代表）	

### 2. 連携対応

#### (1) 事前準備

- 人的支援(事業所職員で対応できない場合の人的派遣などに備えた準備)
- 物的支援(物資の調達や搬送などが困難になった場合に備えた準備)
- 利用者受け入れ先等の相談（指定避難所での生活が困難な場合に備えた準備）
- 地域交流（事業所の情報発信、被災時の連絡先交換など災害発生に備えた準備）
- 連携協定は今後検討、協議する

#### (2) 利用者情報の整理

緊急連絡先一覧表を参照

#### (3) 共同訓練

事業所の防災訓練等に連携先及び連携関係にある団体等に参加してもらう。  
(特に、災害による建物被害はないが停電が発生したと想定した訓練において。)

全市的な防災訓練や町内会が実施する防災訓練などへの参加を通じて連携を密にする。

## 第5章 地域との連携

### 1. 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

事業所が小規模なため平時より職員が少ない体制(常勤4名、非常勤1名)で運営しているため職員を派遣する余裕がないため職員登録は困難である。

### 2. 福祉避難所の運営

#### (1) 福祉避難所の指定

共同生活援助事業所(グループホーム)という性格上、かつ、小規模な事業所のため福祉避難所の指定を受けることは困難であるが、災害発生時に空き居室があった場合は、その範囲内での緊急的な利用者の受け入れは行う考えである。

#### (2) 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所の指定を受けることを想定して、計画的に空き居室を準備すること、または建物を増築することは困難である。

#### <更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
令和6年3月31日	作成	